

鹿沼市景観計画



平成26年7月
鹿 沼 市

鹿沼市景観計画の策定にあたって



近年、社会の成熟化に伴い、人々の価値観が変化し、生活空間における物質的な豊かさのみならず質の豊かさが求められるようになりました。そこで、人々が生活空間における質の豊かさを感じられる良好な景観づくりために、平成16年6月に景観に関する総合的な法律である景観法が制定されました。

本市におきましては、良好な景観づくりを進めるため平成23年7月に景観行政団体となり、広く市民の皆様のご意見を伺い、第6次鹿沼市総合計画や鹿沼市都市計画マスター・プランとの整合を図り鹿沼市景観計画を定めました。

本計画では、景観形成のテーマを「自然資源、歴史・文化的資源を活かした景観形成」「人と自然が共存し、住んで美しい、見て美しいまち鹿沼」とし、各地区において地域別の景観形成方針を設定し、市民・事業者・行政の協働による景観づくりを推進していくこととしました。

今後、本計画を着実に推進し、本市の「花」「緑」「清流」といった豊かな自然を守り、「鹿沼ぶっつけ秋祭り」をはじめとした、数多くの歴史的・文化的資源を活かした良好な景観を形成し“自然とともに歩む 人情味あふれる絆のまち”をつくってまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、多くのご意見や貴重なご提言をいただいた皆様に対し、心から感謝を申し上げますとともに、本計画の推進のため、今後とも変わらぬご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

2014年7月

鹿沼市長 佐藤信

～ 目 次 ～

第1章 景観計画策定の目的

1 景観法の概要	3
(1) 景観法制定の背景	3
(2) 景観法の内容	3
(3) 景觀行政団体	4
2 計画の目的	6
(1) 景観計画の目的	6
(2) 景観計画の内容	6
3 計画の位置付け	7
4 本市の景観特性	8
(1) 自然系景観資源	9
(2) 歴史系景観資源	10
(3) 都市系景観資源	11
(4) 心象系景観資源	12
(5) 主な眺望景観	13

第2章 景観計画

1 景観計画の区域	17
2 景観形成重点地区の指定	18
3 良好な景観形成に関する方針	19

4 地域別の景観形成方針	22
(1) 中心市街地	23
(2) 菊沢地域	27
(3) 東部台・北犬飼地域	30
(4) 押原地域	33
(5) 粟野地域	36
(6) 西北部地域	40
5 良好的な景観形成のための行為の制限に関する事項	43
(1) 届出対象行為	43
(2) 特定届出対象行為	44
(3) 規制又は措置の基準	44
(4) 届出の流れ	48
6 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	49
(1) 景観重要建造物の指定の方針	49
(2) 景観重要樹木の指定の方針	49
7 その他良好な景観形成に関する事項	50
(1) 景観重要公共施設の整備 及び良好な景観形成に関する事項	50
(2) 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本的事項	51

第3章 景観まちづくりの推進

1 協働による景観形成	55
2 地域の景観づくりの推進	57
3 推進体制の整備	59

参考資料

1 景観計画策定体制と経過	63
2 「鹿沼の景観づくりに関するアンケート調査」まとめ	76
3 用語解説	84
4 色彩についての考え方	90

第1章 景観計画策定の目的

第1章 景観計画策定の目的

1 景観法の概要

(1) 景観法制定の背景

近年、経済の成熟化に伴い、人々が機能性や利便性だけを追求するのではなく、環境問題や心の豊かさへの関心が高まっています。そのような状況の中、まちづくりにおいても生活空間の質の向上という観点から全国各地で景観に関する条例などによる自主的な取組みが進められてきました。しかしながら基本理念や国民共通の規範がないことから、法律の根柢がなく強制力についても限界となっていました。

その様な中、国では、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を発表し、平成16年6月には良好な景観の形成を促進するための諸施策により、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を目的とする我が国初の景観に関する総合的な法律である景観法（以下「法」といいます。）が制定されました。

(2) 景観法の内容

法は、良好な景観を国民共通の資産と認識し、地域の自然、歴史、文化などと生活、経済活動などの調和により形成するものとしており、景観に関する基本的な部分と良好な景観形成のための具体的な規制や支援を定める部分に分かれています。

基本的な部分では、良好な景観の形成に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者および住民の責務を明示しています。

具体的な規制などに関する部分では、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区などにおける行為の規制、景観重要公共施設の整備、景観協定の締結、景観整備機構による良好な景観形成に関する事業の支援などについて定められています。

第1章 景観計画策定の目的

《景観法における基本理念》

- ・ 良好的な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。
- ・ 良好的な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
- ・ 良好的な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。
- ・ 良好的な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。
- ・ 良好的な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(3) 景観行政団体

景観計画を定めるには、まず景観行政団体になる必要があります。
景観行政団体とは、「景観法に定める事務を行う地方公共団体」をいいます。

景観づくりの担い手となって良好な景観の形成を行うため、本市においても栃木県知事と協議し、その同意を得て平成23年7月に景観行政団体となりました。

景観行政団体になったことで、より具体的な景観形成に関する誘導及び規制を図ることが可能となりました。

第1章 景観計画策定の目的

景観法の制度活用のイメージ：地域景観



景観法の主な制度の一覧



(出典：国土交通省HP)

2 計画の目的

(1) 景観計画の目的

景観計画は、景観行政団体が法に基づき良好な景観形成のための必要な事項を定める計画です。景観計画区域を対象として、法に基づく様々な措置がなされることになるため、景観行政を進める上での基本的な計画となるものです。

法に基づき策定される鹿沼市景観計画（以下「本計画」という）は、本市の豊かな自然と歴史・文化、及び市民の生活や様々な活動の中で育まれた景観資源を十分に活かしながら、市民・事業者・行政が協働して良好な景観形成を推進することを目的とします。

(2) 景観計画の内容

景観計画には、次の項目を定めることになっており、本市ではそのうち①から⑤及び「良好な景観の形成に関する方針」について定めています。

（景観法第8条、第16条関係）

必須事項	① 景観計画の区域	鹿沼市景観計画
	② 行為の制限について (届出の対象) <ul style="list-style-type: none">建築物の新築、増築、改築、外観の変更など工作物の新設、増築、改築、外観の変更など都市計画法上の開発行為	
	(行為の制限内容) ※必要なものを定める <ul style="list-style-type: none">建築物又は工作物の形態、色彩、その他意匠について建築物又は工作物の高さの最高限度、最低限度壁面位置の制限敷地面積の最低限度	
選択事項	③ 景観重要建造物・樹木の指定の方針	
	④ 屋外広告物の表示・掲出に関する事項	
	⑤ 景観重要公共施設に関する事項	
	⑥ 景観農業振興地域整備計画に関する事項	
	⑦ 自然公園法の許可の基準	

※上記のほか、景観計画区域における「良好な景観の形成に関する方針」を定めるよう努めることとされています。（景観法第8条第3項）

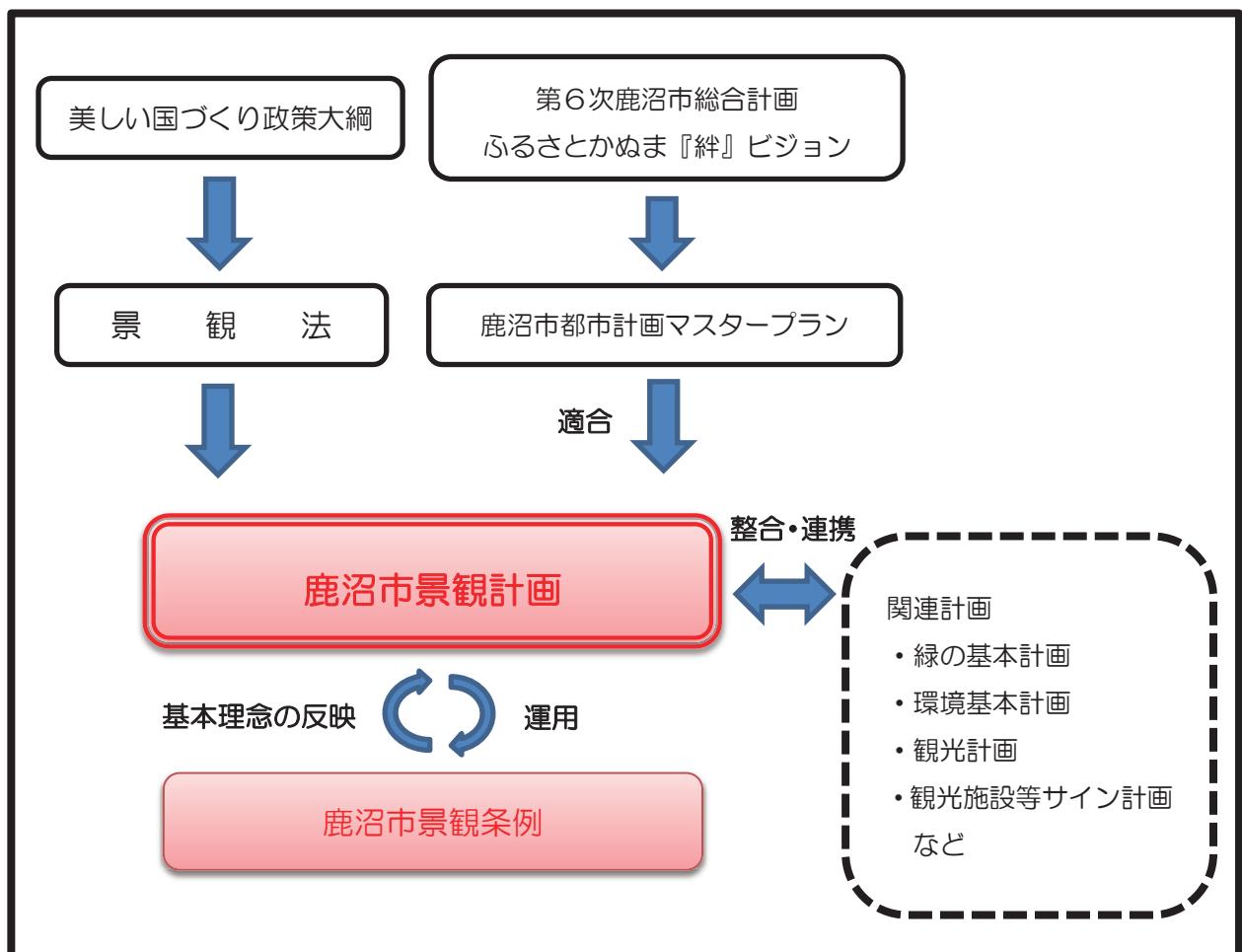
・・・鹿沼市景観計画で定めた事項

3 計画の位置付け

本計画は、法に基づき定めるもので、本市の良好な景観の形成に関する総合的な基本計画です。

本計画の策定に当っては、次のとおり上位計画及び分野別の関連計画との整合性を図ります。

また、法及び本計画の施行に関する事務や本市の景観形成を推進していく上で必要となる事項を定めた景観条例を制定し、運用・反映していきます。



4 本市の景観特性

本市は、市域面積490.62km²、栃木県の県央西部、東京から約100kmの距離に位置しています。市域東は県都である宇都宮市に隣接し、南は栃木市と壬生町、北は国際観光地である日光市、西は群馬県みどり市に隣接しており、市内南東部には東北縦貫自動車道鹿沼ICがあります。

また、市内には東武日光線とJR日光線が通り、いずれも東京までの所要時間は約80分であり広域交通の要衝として、高い地理的優位性を有しています。

地形的には、西北部の山間地域、中央部の低地、東部の台地の3つに大別できます。

西北部は、標高500mから1,500mの山岳地帯であり、豊かな森林で覆われており、西北部の奥深い山々を源として、大芦川、荒井川、粟野川、思川、永野川が、日光方面からは黒川が南流しています。西北部の奥深い山々と、その山々を源流とする幾筋もの河川は、山と高原、清流と渓谷という特色ある美しい景観を成し、前日光県立自然公園を形成しています。

中央部は、黒川をはじめとする各河川の沿岸に発達した沖積低地で、本市の市街地とその南北に豊かな田園地帯が形成されています。市街地には御殿山、富士山、千手山、城山などの身近な山々の丘陵を望むことができ、市街地景観の重要な役割を果たしています。

東部は、黒川、行川の浸食によって形成された沖積台地で、河川沿いには河岸段丘も見ることができます。大規模な基盤整備などにより、商業施設や新興住宅の集積が図られ、良好な住環境が図られています。その周りには平地林や畠地が広がり、まちの背景となる日光連山や古賀志山などの山々を望むことができます。



第1章 景観計画策定の目的

(1) 自然系景観資源

鹿沼市の自然系景観資源は、西北部における山地、そこを源流とする幾筋かの河川と河川沿いに広がる田園、中央部における御殿山、富士山などの身近な山、さらには東部の台地により構成されています。大芦渓谷や古峰ヶ原高原、井戸湿原などの自然景勝地や黒川の河岸段丘など数多くの景観資源が挙げられます。



大芦川



黒川



深岩山



大芦渓谷



井戸湿原



古峰ヶ原高原



河岸段丘



御殿山公園



富士山公園

第1章 景観計画策定の目的

(2) 歴史系景観資源

鹿沼市の歴史系景観資源は、今宮神社や古峯神社、医王寺などの神社仏閣、彫刻屋台や例幣使街道沿いの宿場町の面影を残す歴史が感じられるまちなみ、深山巴の宿や判官塚古墳などの文化財、加蘇山神社の千本かつらや喜久沢神社のつくばねがしなどの名木などが挙げられます。



今宮神社



古峯神社



医王寺



彫刻屋台



例幣使街道沿いのまちなみ



深山巴の宿



判官塚古墳



加蘇山神社の千本かつら



喜久沢神社のつくばねがし

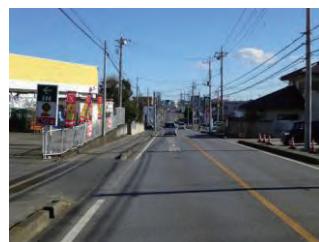
第1章 景観計画策定の目的

(3) 都市系景観資源

鹿沼市の都市系景観資源は、中心市街地などの面的な広がりを持つ景観、東北縦貫自動車道や国道121号、主要地方道宇都宮・鹿沼線などの道路、JR日光線、東武日光線などの鉄道による線的な景観、さらには市民情報センターや川上澄生美術館などの建築物が挙げられます。



茂呂山からの市街地眺望



国道121号



(主)宇都宮・鹿沼線



JR鹿沼駅



環状線陸橋からのJR日光線



東武新鹿沼駅



川化橋からの東武日光線



市民情報センター



川上澄生美術館

(4) 心象系景観資源

鹿沼市における心象系景観資源としては、男体山、黒川などの小・中学校の校歌に歌われる風景や、鹿沼ぶっつけ秋祭り、板荷のアンバ様、生子神社の泣き相撲などの祭り・イベント等が挙げられます。



日光連山の眺望

古賀志山

鹿沼ぶっつけ秋祭り



さつき祭り(花木センター)

つつじ祭り(城山公園)

花市(末広通り他)



板荷のアンバ様

生子神社の泣き相撲

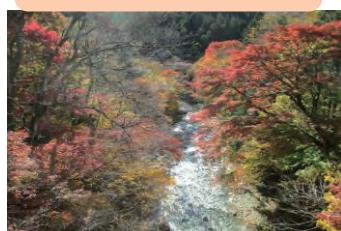
花火大会(黒川河川敷)

(5) 主な眺望景観

鹿沼市には、富士山公園や城山公園から望むことができる市街地のまちなみ景観や前日光県立自然公園や大芦渓谷から見ることができる自然景観、また、まちの背景となっている日光連山や古賀志山などを望むことができる遠景眺望など、美しい眺望ポイントが多数残されています。

以下、鹿沼市内全域の代表的な眺望ポイントを記載します。

大芦渓谷(白井平橋)



板荷中からの眺望



府中橋からの日光連山



富士山公園からの眺望



前日光ハイランドロッジ
からの眺望



城山公園からの眺望



茂呂山からの眺望



第2章 景観計画

第2章 景観計画

1 景観計画の区域

鹿沼市は、「花」「緑」「清流」といった豊かな自然に恵まれた地域特性を活かしたまちづくりを行ってきました。また、豪華絢爛な彫刻屋台が印象的な「鹿沼ぶっつけ秋祭り」をはじめ、市内には数多くの歴史・文化資源があります。本市の景観は、豊かな自然環境と歴史的風土のなかで、そこに暮らす人々が長い時間かけて作り上げてきたものです。

これらの自然景観や歴史的景観との調和を図るとともに、魅力的なまちを創造し、地域の特性に応じた、良好な景観形成を図るため、**鹿沼市全域を景観計画区域**とします。



2 景観形成重点地区の指定

景観形成に取り組む際、同一の方針や基準の全てを市内全域に適用することは、景観づくりの観点からみると不適切な面があることは否めません。

地域ごとに異なった自然環境や歴史性があり、それぞれの特性を活かした景観形成が必要です。そのためには、住民の合意を得ながら地区ごとに方針や基準を定め、きめ細やかな規制や誘導による景観形成が必要となるため、その手法として景観計画区域内に「景観形成重点地区」を定めます。

地域住民や専門家等の意見を踏まえ、地区独自の景観形成の目標を定めるほか、景観形成の方針や行為の制限を設けることにより、地区的特性に配慮したよりきめ細かな景観形成を図ります。

なお、景観形成重点地区については、今後、検討し、住民の意見を十分に聞いたうえで、景観審議会等において審議し、指定していきます。

具体的な景観形成重点地区を検討する際には、本市の印象を決定づける歴史を感じさせてくれる地区や重要な観光施設周辺、また本市特有の農産物である麻などの工芸作物生産地等について対象とします。



麻の栽培風景（永野）

3 良好的な景観形成に関する方針

(景観形成のテーマ)

『自然資源、歴史・文化的資源を活かした景観形成』

『人と自然が共存し、住んで美しい、見て美しいまち鹿沼』

【基本的な考え方】

本市の景観は、東から西へ向かい台地—低地—山麓—山地という大きな地形的な構造変化を有しています。

田園やその周辺を囲む平地林、市街地の背景として雄大に広がる日光連山等の広域的眺望、さらには憩いと安らぎをもたらす黒川や大芦川、思川の清流など多くの自然景観が残されています。そのほかに住宅地や工業地、沿道など都市の発展とともに多様化する都市景観、歴史的・文化的にも貴重な鹿沼の彫刻屋台をはじめとした多くの民俗芸能や伝統工芸などの歴史景観、さらに市民の心に深く刻み込まれているふるさとを想起させるような心象があります。

これらの素晴らしい景観資源について、「自然系景観」、「歴史系景観」、「都市系景観」、「心象系景観」の4つの系統別に分類し、形成及び保全の方針を策定します。そして、良好な景観形成の推進のために市民・事業者・行政などの協働により一体となって取り組みます。

◎景観の系統別分類

景観を以下に示す系統別に把握し、その特性を明確化します。

「自然系景観」

- ・ 地形、植生、自然景勝地
- ・ 自然を主役とする主要な景観 等

「歴史系景観」

- ・ 近世以降の変遷
- ・ 歴史にちなんだ主要な景観 等

「都市系景観」

- ・ これまでの市街地の展開
- ・ 都市基盤としての主要な景観 等

「心象系景観」

- ・ 校歌に詠われる風景
- ・ 心象として残る主要な景観 等

第2章 景観計画

【自然系景観の方針】

「心うるおす清流の景観を守ります」

「美しく、素敵な山並みの眺望景観を大切にします」

水辺は人々の生活に潤いと活力をもたらす貴重な景観資源となっています。市内を流れる黒川、大芦川、荒井川、南摩川、思川、永野川等の清流は、ヤマメやサンショウウオなどの水生生物が生息する環境の保全を基本に、水辺に近づき楽しむことができるような景観を形成していきます。

西北部に位置する緑豊かな山々は、四季折々の美しい彩りを觀せてくれます。また、まちの背景となる日光連山の眺望は、鹿沼のまち全体の風景を印象付けるものであり、スケールの大きな景観を形成していきます。

【歴史系景観の方針】

「先人たちからの財産を後世に引き継ぎ、ふるさとの良き時代背景を守ります」

「宿場町の面影などの変わらない風景の価値を知り、大切に守り、伝えます」

まちの歴史を今に伝える鹿沼宿、榆木宿、口粟野の宿場町には、その周辺に神社・寺院・民家や数多くの史跡などがあり、地域の人々に親しまれてきました。こうした伝統的な景観資源を守り、後世に引き継いでいきます。

また、重要文化財である医王寺や磯山神社、近現代建築が美しい北小学校校舎や帝国繊維工場建物、市内でも有数の名木である加蘇山神社の千本かつらなどの景観資源の価値を多くの来訪者にも知ってもらえるよう案内板や説明看板の設置を推進していきます。

【都市系景観の方針】

「新しいものと古いものが調和した魅力あるまちなみ景観を育てます」
「個性を尊重しつつ、統一されたまちづくりを目指します」

中心市街地は人々の暮らしに潤いを与える公園や橋梁、道路など、多様な都市機能が集積しています。また、多くの建築物が集積しているため、宿場町の歴史を感じさせる建築物と新たに建てられる建築物が調和し、歴史が息づいた魅力と賑わいのある景観の形成を推進していきます。

また、住居系市街地や工業系市街地については、地区住民の自主的な街づくり協定や地区計画などの制度により、地域の個性を活かしつつ、全体として統一感のある良好な景観を形成していきます。

【心象系景観の方針】

「人々の営みから育まれた生活の風景を再認識し、景観づくりに活かします」
「季節や行事に則した地域の景観について保存・継承を図ります」

日々のくらしの中で人々の心に醸成される身近な風景は、過去から現在、現在から未来へと引き継がれていきます。

身近な花や緑、そば畠の花、永野の麻畠、菊沢地域のなしえなど日常的な風景は心に潤いを与えてくれます。

また、鹿沼今宮神社祭の屋台行事や栃窪の天然仏、板荷のアンバ様、録事尊の村廻りなどのお祭りの風景は、地域間・世代間を越えたふれあいにより、絆を強め、地域の文化や資源の重要性に改めて気づく機会にもなります。

これらの地域独自の価値や魅力を活かし、魅力的で愛着のわく景観を形成していきます。

4 地域別の景観形成方針

景観づくりは、まちづくりを実現するための手法の一つであり、上位計画に示されているまちづくりの方針などとの整合性を図ることが必要です。

そこで、都市計画マスターplanで設定した6地域に分類した上で、各地域の特性を考慮し、それぞれの目標、方針を提示します。



地域区分

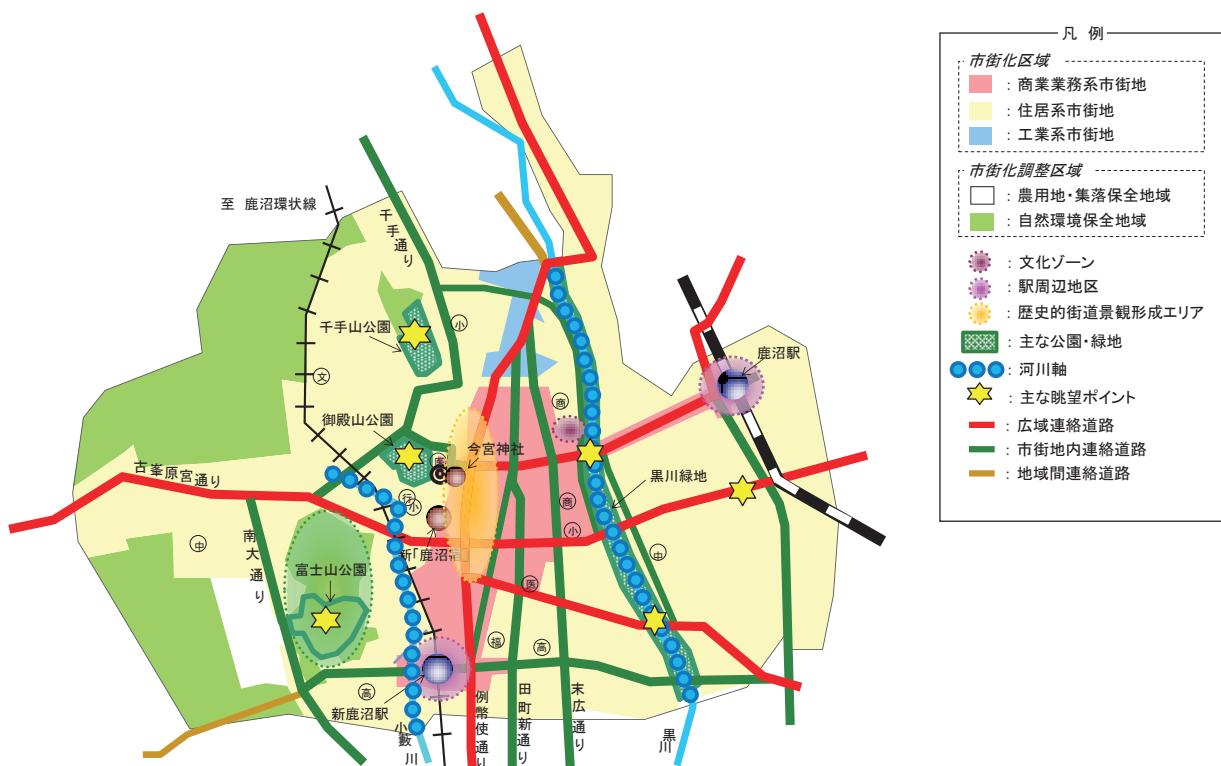
(1) 中心市街地



中心市街地は、例幣使街道などの幹線道路沿道や昔ながらの路地、面的整備により整備された商業業務施設や住宅等が混在集積している市街地の景観を形成しています。

一方、今宮神社をはじめとした神社仏閣や彫刻屋台など、歴史を感じさせてくれるものも多数存在しており、趣のある景観を形成しています。

また、中心部を流れている黒川や身近な山である御殿山、富士山、千手山などから眺めることができる日光連山や古賀志山などの遠景眺望も特色ある景観の一つとして挙げられます。



都市計画マスタープランでの景観形成の方針

- 昔、宿場町として栄えた歴史を感じさせる建物や街並みの景観を保全し、歴史が息づいた魅力ある景観の形成を目指します。
- 地区住民の自主的な街づくり協定や地区計画等のまちづくりのルールにより、セットバック、ファサードの統一など魅力あるまちなみを形成するとともに、幹線道路等では電線類の地中化や無電柱化により積極的な都市景観づくりを推進します。
- 本市の特徴である花木を活かした「花と緑と清流のまちづくり」を推進するため、地域にふさわしい景観形成について、市民をはじめ多様な主体との協働で取り組みます。

◎目標とする景観の方針

歴史と利便性が調和した魅力のある景観

自然系景観の方針

□ 日光連山を背景とした奥行のある遠景の眺望景観を守ります。

中心市街地を流れている黒川や身近な山である御殿山、富士山、千手山などから眺めることができる日光連山や古賀志山などの遠景眺望が印象的です。この景観を守るため、大規模建築物等の建築に配慮するなどして、市民や来訪者に親しまれている眺望景観の保全に努めます。

□ 御殿山や富士山、千手山などの身近な緑を守ります。

御殿山や富士山、千手山などの身近な山は、季節ごとに素晴らしい景観を演出しており、市民の憩いの場となっています。これらの貴重な資源を後世に残すため、緑の基本計画等の施策等により適切な保全に努めます。

□ 黒川周辺の景観を守り、親しみのある空間をつくります。

黒川緑地をはじめ、市民や来訪者が気軽に楽しめる水辺空間を創出するため、ごみの不法投棄の防止や環境美化活動等により景観の維持・向上を図るとともに、景観に配慮した護岸整備等により安全性を確保します。

歴史系景観の方針

□ 宿場町の面影などの風景を守り伝えます。

宿場町として栄えた建物や街並みは歴史を感じさせてくれる重要な景観の一つです。

これらの保存・継承を図るとともにさらなる活用を検討します。

□ 歴史的資源の保全と景観的活用を図ります。

中心市街地には、今宮神社をはじめとする神社仏閣や明治時代に建てられた近代建築物など、貴重な歴史的資源が数多く残されています。

これらの歴史的資源の保全を図るとともに、周辺地域を含めて景観的な魅力の向上を図ります。

都市系景観の方針

□ 市民に親しまれる公共施設の景観を創造します。

市役所や市民情報センター、市民文化センター、まちの駅“新・鹿沼宿”などの公共施設は、市民や来訪者など多くの人々に利用され、親しまれています。

これらについて、まちの顔にふさわしい良好な景観の形成を図ります。

□ 地域の特性を活かした快適な道路景観の向上を図ります。

地域の特性を活かした道路景観の整備や分かりやすい案内サインの整備等により、まちの中心部にふさわしい魅力ある快適な景観の向上を図ります。

心象系景観の方針

□ 祭りや彫刻屋台などの資源を活用し、歴史を感じさせます。

中心市街地には、鹿沼ぶっつけ秋祭りなどの特色ある景観資源のほか、多くの神社仏閣が存在し、歴史を感じさせてくれています。

これらの資源は地域景観を特徴づけている重要な要素として、保存・継承を図るとともにさらなる活用についても検討します。

第2章 景観計画

□ イベントの継承と情報発信を行います。

さつき祭りや黒川緑地での花火大会、花市など、地域活性化のためのイベントは祭りや伝統行事と同様に地域景観を特徴づけている要素として、継承を図るとともに一層のPRを行います。

□ 身近に四季を感じさせてくれる花や緑の保全を図ります。

市民に親しまれている御殿山や千手山の桜やつつじなど身近な花や緑について心癒してくれる景観としての保全を図ります。



彫刻屋台と花火



千手山公園の桜

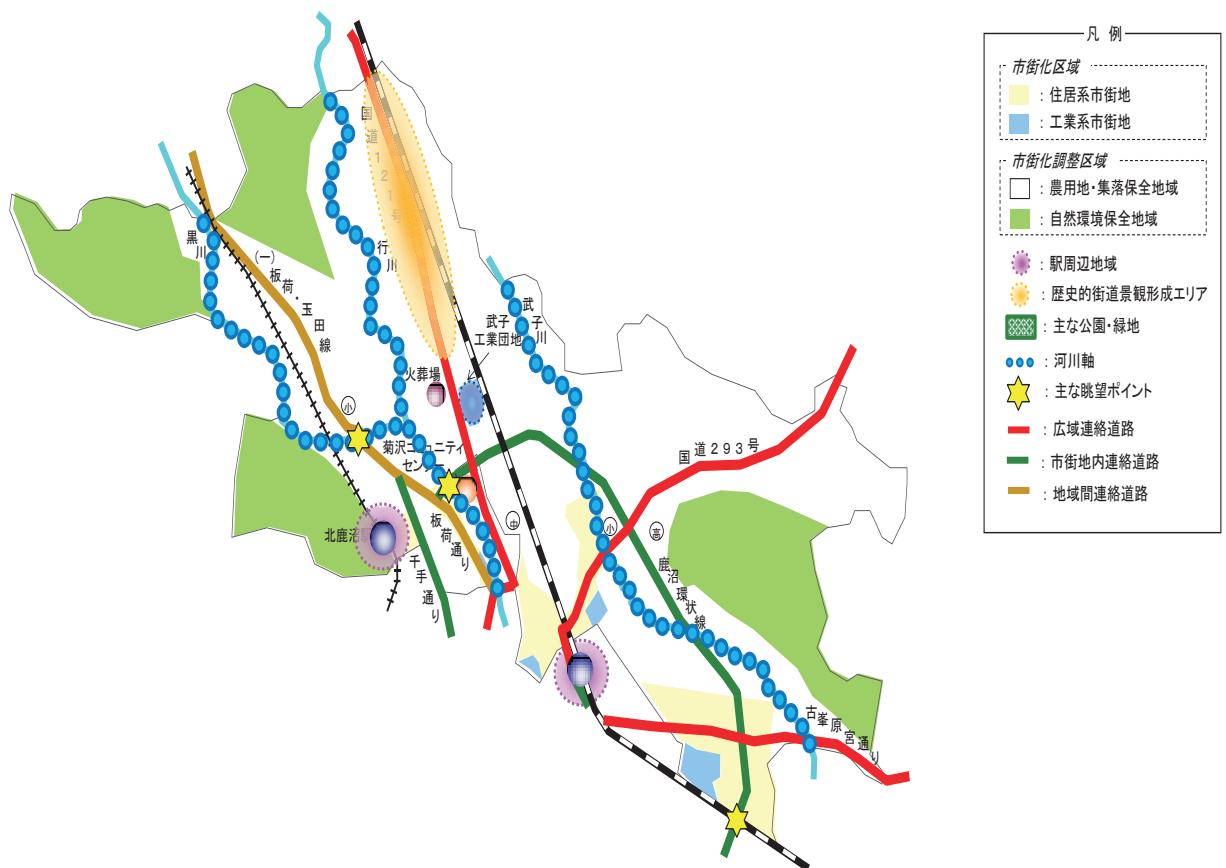


(2) 菊沢地域

菊沢地域は、黒川と行川に囲まれた部分に優良な農地（稻作、果樹園）が広がり、その背景には奥深い山並みを感じることができる景観を形成しています。

また、栃窪の木喰堂や例幣使街道沿いの杉並木など歴史を感じさせてくれる景観も大切にされています。

河川沿いに連なる河岸段丘の斜面林や田園風景の中を走る電車などが特色ある景観を形成しています。



都市計画マスタープランでの景観形成の方針

- 住居系市街地では、地区住民の自主的な街づくり協定や地区計画等のまちづくりのルールにより、落ち着いた市街地景観の形成を図ります。
- 市街地周辺の平地部に広がる田園や集落においては、丘陵地や平地林、里山、河川などの自然と一体となったのどかで美しい田園・集落景観の形成を図ります。

◎目標とする景観の方針

豊かな自然や歴史が感じられる落ち着いた潤いのある景観

自然系景観の方針

□ 日光連山や古賀志山などの奥行きのある眺望景観を守ります。

市街地周辺部には、優良な田園地帯が広がっており、日光連山や古賀志山などの雄大な山並みを身近に感じられる、のどかで美しい景観を形成しています。

この景観を守るために、大規模建築物等の建築に配慮するなどして、市民や来訪者に親しまれている眺望景観の保全に努めます。

□ 優良な農地と点在する平地林などの魅力ある田園集落の景観を守ります。

菊沢地域には、優良な農地（稻作、果樹園）や平地林などからなる里山の風景、河川沿いに連なる河岸段丘の斜面林などが残されており、魅力ある景観を形成しています。

これらの景観を守るために、農業関係施策等により農地の保全等を図り、美しい田園と集落の景観を守ります。



古賀志山（玉田町から）

歴史系景観の方針

□ 歴史的資源の保全と景観的活用を図ります。

菊沢地域には、喜久沢神社や等持院をはじめとする神社仏閣や栎窪の木喰堂など、貴重な歴史的資源が数多く残されています。

これらの歴史的資源の保全を図るとともに、周辺地域を含めて景観的な魅力の向上を図ります。

都市系景観の方針

□ 住居系市街地においては、暮らしやすく落ち着いた住環境の整備を推進します。

住居系市街地においては、地区計画やまちづくり協定等を活用することにより、安心して暮らせる落ち着いた住環境の整備を推進します。

□ 市民に親しまれる公共施設や地域の特性を活かした快適な道路等の景観に配慮します。

学校やコミュニティセンターなどの公共施設は、市民など多くの人々に利用され、親しまれています。

これらについて、落ち着いたまちの雰囲気に合わせた良好な景観の形成を図ります。

また、分かりやすい案内サインの整備等により地域の特性を活かした道路景観の向上を図ります。

心象系景観の方針

□ 祭事やイベントの継承を図り、さらなる活用について検討します。

栎窪の天念仏などの祭事や地域ごとに行われているイベントは、地域特有の文化が感じられる重要な景観資源の一つです。

これらの保存・継承を図るとともにさらなる活用についても検討します。

(3) 東部台・北大飼地域



東部台・北大飼地域は、市東部に位置した台地に商業、工業、住宅の集積による市街地を形成し、その外周部には良好な農地（稻作、果樹園）が広がっています。

また、身近な緑として茂呂山や公園などがあり、地域住民にとって憩いの場となっています。

高台から見渡すことのできる中心市街地やその背景となる日光連山などの眺望は、特色ある景観を形成しています。



都市計画マスタープランでの景観形成の方針

- 住居系市街地では、地区住民の自主的な街づくり協定や地区計画等のまちづくりのルールにより、落ち着いた市街地景観の形成を図ります。
- 工業系市街地では、敷地内緑化や道路などの公共空間の緑化により、周辺の市街地や集落・田園景観等と調和した空間形成を図ります。
- 市街地周辺の平地部に広がる田園や集落においては、丘陵地や平地林、里山、河川などの自然と一緒にとなったのどかで美しい田園・集落景観の形成を図ります。

◎目標とする景観の方針

快適な居住空間と活力ある産業が共生した魅力のある景観

自然系景観の方針

- 茂呂山など生活に潤いを与える身近な緑を守ります。
茂呂山などの身近な山は、季節ごとに素晴らしい景観を演出してくれており、市民の憩いの場となっています。
これらの貴重な資源を後世に残すため、緑の基本計画等の施策等により適切な保全に努めます。

歴史系景観の方針

- 歴史的資源の保全と景観的活用を図ります。
東部台・北犬飼地域には、永林寺をはじめとする神社仏閣や下台の原古墳群、根裂神社の天棚など、貴重な歴史的資源が数多く残されています。
これらの歴史的資源の保全を図るとともに、周辺地域を含めて景観的な魅力の向上を図ります。

都市系景観の方針

- 住居系市街地においては、暮らしやすく落ち着いた住環境の整備を推進します。
住居系市街地においては、地区計画やまちづくり協定等を活用することにより、

第2章 景観計画

安心して暮らせる落ち着いた住環境の整備を推進します。

□ 市民に親しまれる公共施設や地域の特性を活かした快適な道路等の景観に配慮します。

学校や公園、コミュニティセンターなどの公共施設は、市民など多くの人々に利用され、親しまれています。

これらについて、周辺の環境と調和した良好な景観の形成を図ります。

また、分かりやすい案内サインの整備等により地域の特性を活かした道路景観の向上を図ります。

□ 工業系市街地では、周辺環境と調和した空間形成を図ります。

工業団地では、景観に配慮した敷地内緑化や建築物の色彩などの誘導により、周辺環境と調和した景観の形成を図ります。

心象系景観の方針

□ 祭事やイベントの継承を図り、さらなる活用について検討します。

根裂神社における天王祭の提灯行列などの祭事や東部台ふれあいさくら祭りなどの地域でのイベントは地域住民の幅広い世代間の交流が図れ、次世代に引き継いでいきたい重要な景観の一つです。

これらの保存・継承を図るとともにさらなる活用についても検討します。



フォレストアリーナ（鹿沼市総合体育館）



東部台ふれあいさくら祭り

(4) 押原地域



押原地域は、黒川や小藪川に沿った低地に農地(稻作、園芸作物)が広がっています。

地域内には磯山神社や判官塚古墳、榆木宿の旧家など歴史のある景観が残されています。

田園風景の中を走る東武日光線や東北縦貫自動車道なども特色ある景観の一つとして挙げられます。



都市計画マスタープランでの景観形成の方針

- 黒川終末処理場や環境クリーンセンターは、脇を流れる黒川との景観の調和を図るため、敷地内緑化を推進します。
- 住居系市街地では、地区住民の自主的な街づくり協定や地区計画等のまちづくりのルールにより、落ち着いた市街地景観の形成を図ります。
- 市街地周辺の平地部に広がる田園や集落においては、丘陵地や平地林、里山、河川などの自然と一体となったのどかで美しい田園・集落景観の形成を図ります。

◎目標とする景観の方針

地域の歴史や文化を大切にした落ち着きのある景観

自然系景観の方針

- 平地部に広がる農地と、丘陵地や平地林、河川などの自然が一体となったのどかで美しい田園集落の景観を守ります。
平地部に広がる農地や集落周辺は、丘陵地や平地林、河川などと一体となった地域の特徴ある景観を形成しています。このような自然と一体となったのどかで美しい田園集落の景観を農業関係施策等により守ります。

歴史系景観の方針

- 歴史的資源の保全と景観的活用を図ります。
押原地域には、生子神社や磯山神社をはじめとする神社仏閣や判官塚古墳など貴重な歴史的資源が数多く残されています。
これらの歴史的資源の保全を図るとともに、周辺地域を含めて景観的な魅力の向上を図ります。

都市系景観の方針

- 市民に親しまれる公共施設や地域の特性を活かした快適な道路等の景観に配慮します。

学校やコミュニティセンターなどの公共施設は、市民など多くの人々に利用され、親しまれています。

これらについて、落ち着いたまちの雰囲気に合わせた良好な景観の形成を図ります。

また、分かりやすい案内サインの整備等により地域の特性を活かした道路景観の向上を図ります。

心象系景観の方針

- 祭事やイベントは継承を図り、さらなる活用について検討します。

生子神社の泣き相撲や磯山神社のあじさい祭りなどの祭事やイベントについては、地域特有の文化が感じられる重要な景観の一つです。

これらの保存・継承を図るとともにさらなる活用についても検討します。



磯山神社のあじさい祭り



(5) 粟野地域

粟野地域は、地域内を流れている粟野川、思川、永野川に沿って、それぞれの集落が落ち着きのある市街地景観を形成しています。

平地部では、優良な農地（稻作）が広がり、丘陵地や平地林、河川などの自然と一体となったのどかで美しい景観が形成されています。

山間部は、前日光県立自然公園に指定され、井戸湿原などの貴重で豊かな自然が保全されています。

また、医王寺や口粟野周辺の古い街並みなど、歴史を感じることができる景観も残されています。



都市計画マスタープランでの景観形成の方針

- 住居系市街地では、地区住民の自主的な街づくり協定や地区計画等のまちづくりのルールにより、落ち着きのある市街地景観の形成を図ります。
- 市街地周辺の平地部に広がる田園や集落においては、丘陵地や平地林、里山、河川などの自然と一体となったのどかで美しい田園・集落景観の形成を図ります。
- 口粟野地区の県道沿いには、歴史を感じさせる街並みが残されており、これらを活かした落ち着きと風格のある街道景観の形成を図ります。

◎目標とする景観の方針

豊かな自然の中で人々が行き交うのどかで美しい景観

自然系景観の方針

- 平地部に広がる農地と、丘陵地や平地林、河川などの自然が一体となったのどかで美しい田園集落の景観を守ります。
平地部に広がる農地や集落周辺は、丘陵地や平地林、河川などと一体となった地域の特徴ある景観を形成しています。このような自然と一体となったのどかで美しい田園集落の景観を農業関係施策等により守ります。
- 前日光県立自然公園の貴重で豊かな自然環境を守ります。
山間部は、前日光県立自然公園に指定されており、豊かな自然が守られています。今後も井戸湿原などの貴重な自然資源について保全しつつ、豊かな自然を感じられる景観形成を図ります。
- 思川などの清流と豊かな森林などの心を落ち着かせる景観を守ります。
思川などの清流や豊かな緑をたたえる森林などは、心を落ち着かせてくれる素晴らしい景観といえます。
良好な水辺環境の整備、保全を推進し、周辺の自然環境と調和した美しい景観形成を図ります。

歴史系景観の方針

- 歴史を感じさせる古い街並みを活かしつつ、落ち着きと風格のある街道景観の形成を図ります。

□ 粟野の街道沿いには、歴史を感じさせる建物や街並みが残されており、これらの景観を保全するとともに、街づくり協定や地区計画等を活用することにより、新しいものと古いものが調和した趣のある落ち着いた街並みの景観形成を目指します。

- 歴史的資源の保全と景観的活用を図ります。

粟野地域には、医王寺や賀蘇山神社をはじめとする神社仏閣や粟野城址など貴重な歴史的資源が数多く残されています。

これらの歴史的資源の保全を図るとともに、周辺地域を含めて景観的な魅力の活用を図ります。



□ 粟野の街道沿いの街並み



賀蘇山神社（遥拝殿）

都市系景観の方針

- 市民に親しまれる公共施設や地域の特性を活かした快適な道路等の景観に配慮します。

学校や公園、コミュニティセンターなどの公共施設は、市民など多くの人々に利用され、親しまれています。

これらについて、周辺の環境と調和した良好な景観の形成を図ります。

また、わかりやすい案内サインの整備等により地域の特性を活かした道路景観の向上を図ります。

- 工業系市街地では、周辺環境と調和した空間形成を図ります。

工業団地では、景観に配慮した敷地内緑化や建築物の色彩などの誘導により、周辺環境と調和した景観の形成を図ります。

心象系景観の方針

- 祭事やイベントの継承を図り、さらなる活用について検討します。

発光路の強飯式や録事尊の村廻りなどの祭事や城山公園のつつじ祭りなどのイベントは、地域特有の文化が感じられる重要な景観の一つです。

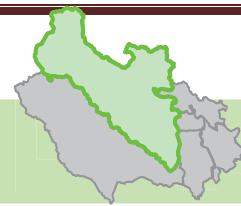
これらの保存・継承を図るとともにさらなる活用についても検討します。



発光路の強飯式

第2章 景観計画

(6) 西北部地域



西北部地域は、日光連山や足尾山地を背景に山裾や河川がつくりだす森林渓谷と谷あいに集落や農家が点在しています。

地域内には、古峯神社をはじめとする多くの神社仏閣等が存在し、歴史を感じさせてくれています。

大芦川などの清流と緑豊かな山々からなる自然豊かで落ち着いた景観が特色です。



都市計画マスタープランでの景観形成の方針

- 森林地域の山並みは保全を図り、雄大な自然景観を形成します。
- 出会いの森やわくわくネーチャーランド周辺では、人と自然の交流空間としての景観形成を図ります。
- 集落においては、周辺の自然環境に溶け込んだのどかで美しい景観形成を図ります。

◎目標とするまちづくりの方針

清流や豊かな自然と共生する里山景観

自然系景観の方針

□ 緑豊かな山々の雄大な自然環境を守ります。

山間部は、前日光県立自然公園に指定されており、豊かな自然が守られています。今後も古峰ヶ原高原などの貴重な自然資源について保全し、豊かな自然を感じられる景観形成を図ります。

□ 大芦川などの清流と豊かな森林などの心を落ち着かせる景観を守ります。

大芦川などの清流や豊かな緑をたたえる森林などは、心を落ち着かせてくれる素晴らしい景観といえます。

良好な水辺環境の整備、保全を推進し、周辺の自然環境と調和した美しい景観形成を図ります。

歴史系景観の方針

□ 歴史的資源の保全と景観的活用を図ります。

西北部地域には、古峯神社や加蘇山神社をはじめとする神社仏閣や深山巴の宿など貴重な歴史的資源が数多く残されています。

これらの歴史的資源の保全を図るとともに、周辺地域を含めて景観的な魅力の向上を図ります。

□ 古峯神社をはじめとする神社仏閣等と地域の歴史を守り、継承していきます。

地域内には古峯神社をはじめとする多くの神社仏閣が存在し、歴史を感じさせてくれています。

これらの資源は地域の景観を特徴づけている重要な要素として、保存・継承を図るとともにさらなる活用についても検討します。

都市系景観の方針

□ 市民に親しまれる公共施設や地域の特性を活かした快適な道路等の景観に配慮します。

学校や公園、コミュニティセンターなどの公共施設は、市民など多くの人々に利用され、親しまれています。

これらについて、落ち着いたまちの雰囲気に合わせた良好な景観の形成を図ります。

また、わかりやすい案内サインの整備等により地域の特性を活かした道路景観の向上を図ります。

心象系景観の方針

□ 祭事やイベントの継承と情報発信を行います。

大杉神社のアンバ様や金剛山瑞峯寺の火渡りなどの祭事やイベントは、地域特有の文化が感じられる重要な景観要素の一つです。

これらの保存・継承を図るとともにさらなる活用についても検討します。



金剛山瑞峯寺の火渡り

5 良好的な景観形成のための行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為（法第16条第1項）

景観計画区域内において、以下の規模に該当する行為については、景観法第16条第1項に基づく届出を行うものとします。

【届出対象行為】

届出対象行為の項目	届出対象規模
① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが10mを超えるもの 又は建築面積が1,000m ² を超えるもの
② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	別表のとおり
③ 都市計画法に定める開発行為	当該行為の土地の区域面積が10,000m ² (1ha)を超えるもの

※ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の届出については、変更の範囲が、建築物及び工作物の全体表面積の2分の1以内であるものを除く。

【別表 工作物の届出対象行為】

①柵、塀、垣（生け垣を除く）、擁壁等	高さ5m超
②煙突、排気塔等	
③鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等	
④記念塔、電波塔、物見塔等	高さ15m超
⑤高架水槽、冷却塔等	
⑥広告塔、広告板等	
⑦彫像、記念碑等	
⑧電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さ20m超
⑨観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等の遊戯施設	
⑩アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等の製造施設	高さ15m超 又は 建築面積 1,000m ² 超
⑪ガス、石油製品、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
⑫自動車車庫の用に供する施設	
⑬汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	

第2章 景観計画

(2) 特定届出対象行為（法第17条第1項）

届出対象行為の内、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更、及び工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更とします。

(3) 規制又は措置の基準（法第8条第4項第2号関係）

建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為に共通する景観形成基準（基本的事項）は、次のとおりとします。

基本的事項 (共通事項)	・地域の特性を考慮し、その地域の基調となる景観と調和させること。
	・景観法、自然公園法、都市計画法等に基づく施策又は県若しくは市が定める景観形成に関する条例、要綱等に基づく施策がある場合は、それらの施策との整合性に配慮すること。
	・見る位置(視点場)と見られる対象(視対象)との関係を考慮した景観形成に努めること。

ア 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

区分	基 準
配置等	<ul style="list-style-type: none">・地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。・山稜の近傍にあっては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。・道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること。・建築物の周辺には、できる限り空地を確保すること。・歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。・水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none">・建物全体として調和のとれた形態及び意匠とすること。・周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。・道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような形態及び意匠とすること。・歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。
色彩	<ul style="list-style-type: none">・周辺の景観に調和する色彩とすること。・地域の特性に配慮した色彩とすること。
材料	<ul style="list-style-type: none">・外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。・外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。

第2章 景観計画

敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none">敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。
その他	<ul style="list-style-type: none">敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、街並み、隣接する敷地等との不調和が生じないようにすること。屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事塀等により、できる限り修景の工夫をすること。建築物に附帯する広告物は、建築物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。建築物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。

イ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

区分	基準
配置等	<ul style="list-style-type: none">地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。山稜の近傍にあっては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること。歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none">周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。
色彩	<ul style="list-style-type: none">周辺の景観に調和する色彩とすること。地域の特性に配慮した色彩とすること。
材料	<ul style="list-style-type: none">外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none">敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。
その他	<ul style="list-style-type: none">屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事塀等により、できる限り修景の工夫をすること。工作物に附帯する広告物は、工作物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。工作物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。

ウ 都市計画法に定める開発行為

区 分	基 準
土 地 の 形 状 及 び 緑 化	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の前面やのり面は、自然石の使用や自然石調など、仕上げの工夫により緑と調和した表情づくりに努めること。 土地の不整形な分割又は細分化は避けること。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 優れた景観を形成する樹木等がある場合は、その保全及び活用を図ること。

色彩の目安（推奨）

建築物や工作物の色彩は…

R、YR、Y系については、彩度6以下、
その他の色相については彩度4以下を推奨します。

※次のページ参照



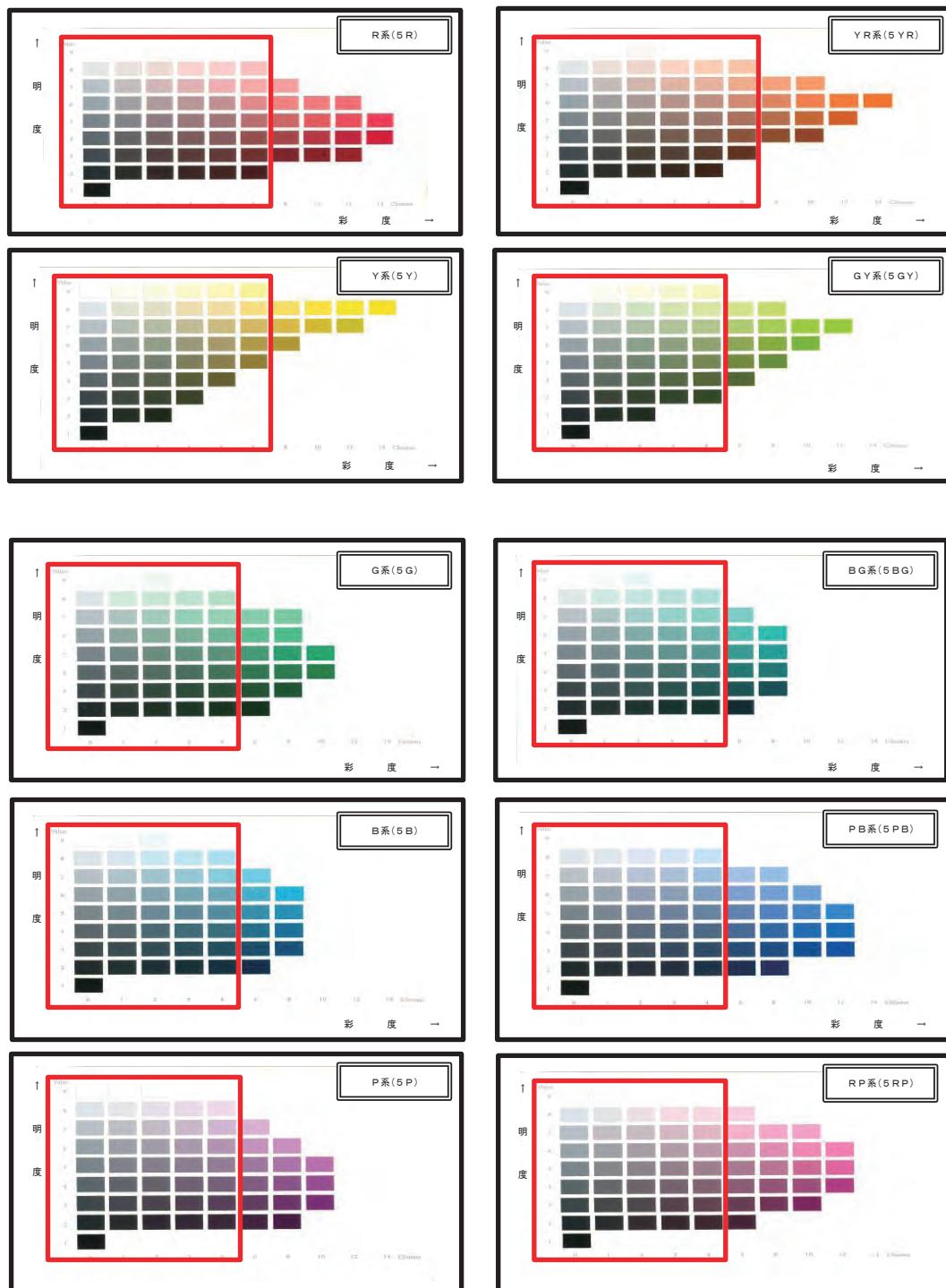
- 1 マンセル値の色相R、YR、Yについては、彩度6以下、これ以外の色相については、彩度4以下を推奨します。
- 2 以下に示すものはこの限りではない。
 - (1)アクセント色として着色される部分
 - (2)表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩
 - (3)市長が、景観審議会の意見を聴き、次に該当すると認めるもの
 - ア 質の高いデザインでランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの
 - イ 植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの

※ 推奨する色彩は基準ではありませんが、基調色としての採用が望まれます。

第2章 景観計画

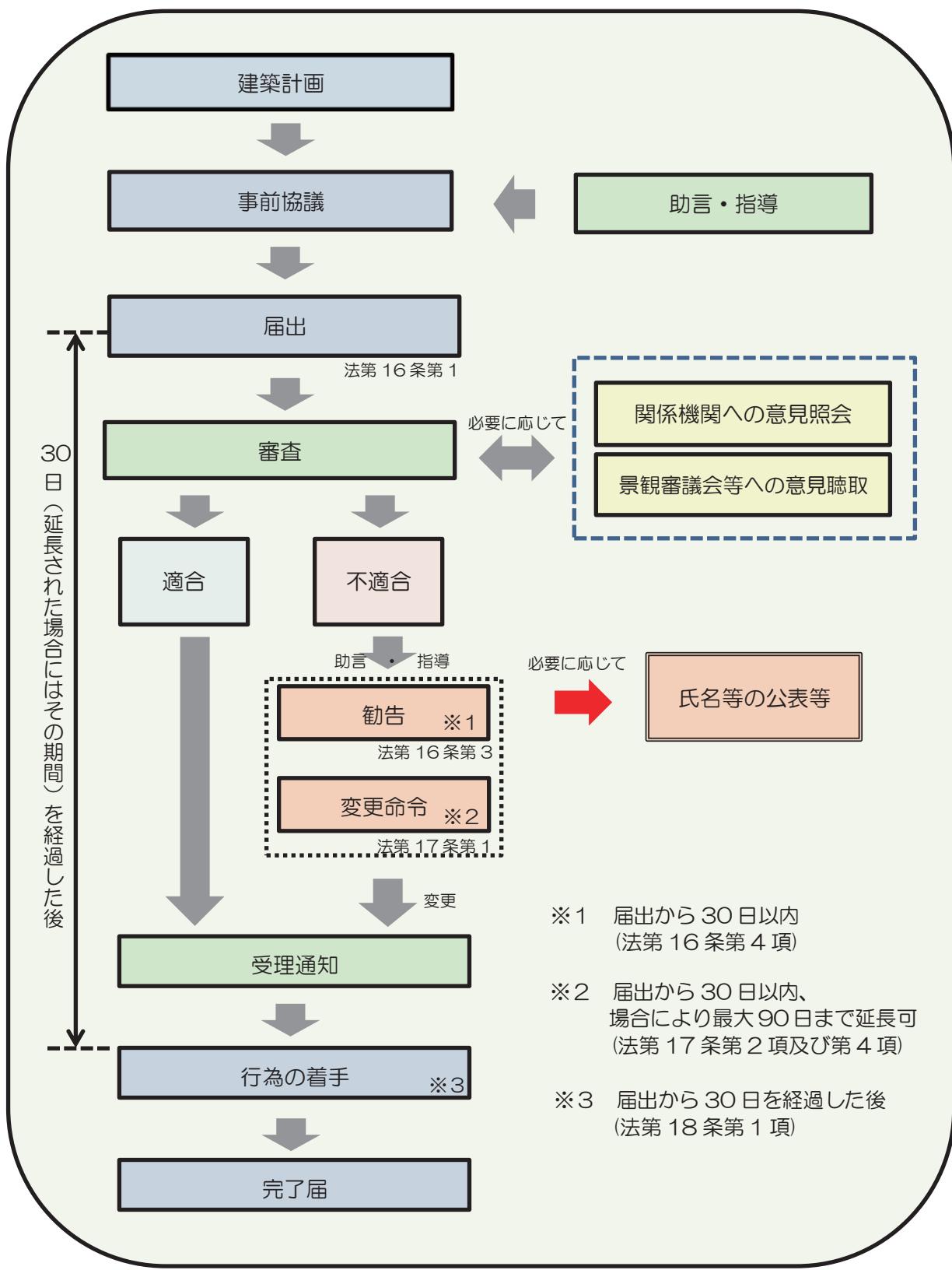
【参考：マンセル値による推奨範囲】

—— 推奨する範囲



※印刷のため、実際の色票の色とは異なります。

(4) 届出の流れ



6 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(1) 景観重要建造物の指定の方針

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件も含む。）で、次の基準に該当し、道路等公共の場所から容易に見ることができるものを、所有者の意見を聴いたうえで「景観重要建造物」として指定します。

- 1 建造物の管理者が明確であるもの
- 2 地元住民から親しまれており、地域景観のシンボルとなっているもの



(2) 景観重要樹木の指定の方針

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で、次の基準に該当し、道路等公共の場所から容易に見ることができるものを、所有者の意見を聴いたうえで「景観重要樹木」として指定します。

- 1 樹木の育成環境が良好であること又は育成環境の整備計画が明確かつ当該計画の実施が確実であるもの
- 2 地元住民から親しまれており、地域景観のシンボルとなっているもの



7 その他良好な景観形成に関する事項

(1) 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項

ア 基本的事項

道路、公園、河川等の公共施設は、地域の景観の核となる重要な要素であり、地域の特性に応じた整備を行うことにより、効果的な景観形成が可能となります。このため本市の骨格を形成し、景観上特に重要な公共施設（道路、公園、河川等）については、当該公共施設の管理者と協議し、景観上配慮すべき事項等を確認するとともに、同意の上で施設の整備に関する事項及び占用等の基準を定め、良好な景観の形成を図ります。

イ 景観重要公共施設の整備に関する方針

公共施設の整備は、地域のシンボルとなるものであることから、整備にあたっては、次の基本方針に基づき、周辺環境に調和する良好な景観の形成を図ります。

- 1 公共施設の形態・意匠については、周辺環境との調和に配慮し、圧迫感を与えないようにする。
- 2 公共施設の色彩については、目立つ色彩は避け周辺の景観と調和する色彩を基本とする。
- 3 公共施設の敷地内には、花や樹木による緑化を推進し、潤いのある公共施設空間を創出する。



古峯原宮通り

(2) 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本的事項

屋外広告物は、商業地域等において賑わいのある景観を創りだします。一方で周囲への配慮のない屋外広告物は、まちなみや自然景観への阻害要素となる場合があります。

屋外広告物は良好な景観形成における重要な要素のひとつであるため、栃木県屋外広告物条例により周辺の環境に配慮したものとなるよう規制誘導を図ってきました。

今後は、屋外広告物の現況調査等を実施し、市内の掲出状況の把握に努め、地域の実情に即した本市独自の条例を制定し、適切な屋外広告物の規制誘導を図っていくことを検討します。

第3章 景観まちづくりの推進

第3章 景観まちづくりの推進

1 協働による景観形成

良好な景観を形成していくためには、行政をはじめ、市民や事業者など、多くの人々の理解と協力がなければ実現できません。

一人ひとりが鹿沼市の財産である景観の価値を再認識し、計画に掲げた基本理念や目標を共有したうえで、それぞれがお互いの役割を認め合い、出来るところから着実に進めていくことが必要です。

美しい自然とこれまでの暮らしの営みの中で築き上げられてきたふるさとの特色ある風景を守り、より美しくいきいきとした景観に育てていくため、市民・事業者・行政など、多様な人々の協働による景観まちづくりを推進していきます。

(1) 市民の役割

市民は、自分たちの住むまちをもう一度見直し、景観に配慮した住まいづくりや暮らし方など、一人ひとりが自ら出来ることを自発的に進めていくことが重要です。 こうした小さな活動の芽を少しずつ広げ、活動の輪が地域から市全体に広がっていくように景観に対する意識の啓発や知識の習得に努め、積極的な市民参加による景観形成活動を推進します。

(2) 事業者の役割

事業者は、自らの経済活動が直接的・間接的に本市の景観形成に対して重要な要素となっていることを認識し、専門的知識、経験などを活用して良好な景観の形成に積極的に取り組むことが求められます。

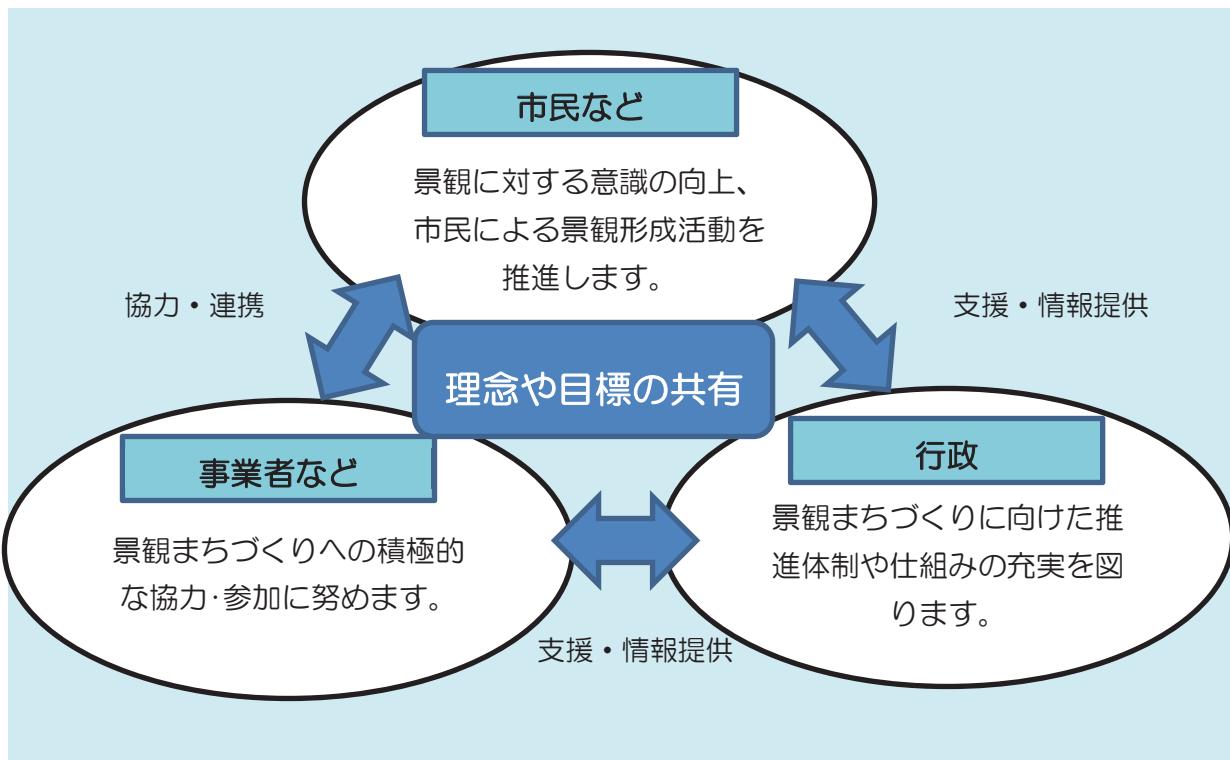
さらに、事業者自体も景観形成の重要な担い手であることを自覚し、その役割を理解するとともに、景観まちづくりへの積極的な協力・参加に努めることが求められます。

(3) 行政の役割

行政は、関係機関との調整を図りながら良好な景観形成に向けた積極的な施策の推進を図ります。

また、協働による景観形成を推進していくため、啓発活動、情報提供、市民活動の支援、行政の推進体制や仕組みの充実を図ります。

協働による景観まちづくりの考え方



フラワーロード事業（仲町周辺）



住民参加による花の植え替え作業

2 地域の景観づくりの推進

(1) 景観計画に対するPR活動の推進

本市の良好な景観を形成するための方針やその基準などを、広報やパンフレット、ホームページなど、様々な方法で市民や事業者などに分かりやすく示していきます。

また、景観写真コンクールやシンポジウム、講演会などを開催し、景観に関する意識の向上を図ります。

(2) 景観に関する表彰制度の検討

市民の景観まちづくりに対する意識の向上を図るため、景観に関する優れた取り組み（景観形成活動、建築物や工作物、オープンガーデンなど）に対する表彰制度について検討します。

(3) 支援・助成制度の検討

地域や団体などが行う良好な景観形成に関わる団体への活動費用の助成や、道路などの公共空間の整備に合わせた沿道建築物などの修景に対する費用の補助など、地域の良好な景観の形成を後押しできるような制度のあり方を検討します。

(4) 景観法の諸制度の活用

市民や事業者などが自ら、地域の景観づくりに積極的に関わっていくことができる景観法の制度を活用します。

制度名	制度内容
景観協定（法第81条）	建築物・緑・工作物など景観に関するさまざまな事柄を土地所有者などの合意により自主的に協定する制度
景観整備機構（法第92条）	景観形成活動を担う主体として一般社団法人や一般財団法人・特定非営利活動法人（NPO）などを位置づけることにより、専門家による情報提供、住民合意に向けたコーディネート、景観重要建造物などの買収や整備などを推進する制度
住民提案制度（法第11条）	土地の所有者やまちづくり特定非営利活動法人（NPO）、一般社団法人や一般財団法人などが土地所有者などの一定割合以上の同意を得た場合に景観計画に対する提案ができる制度

第3章 景観まちづくりの推進

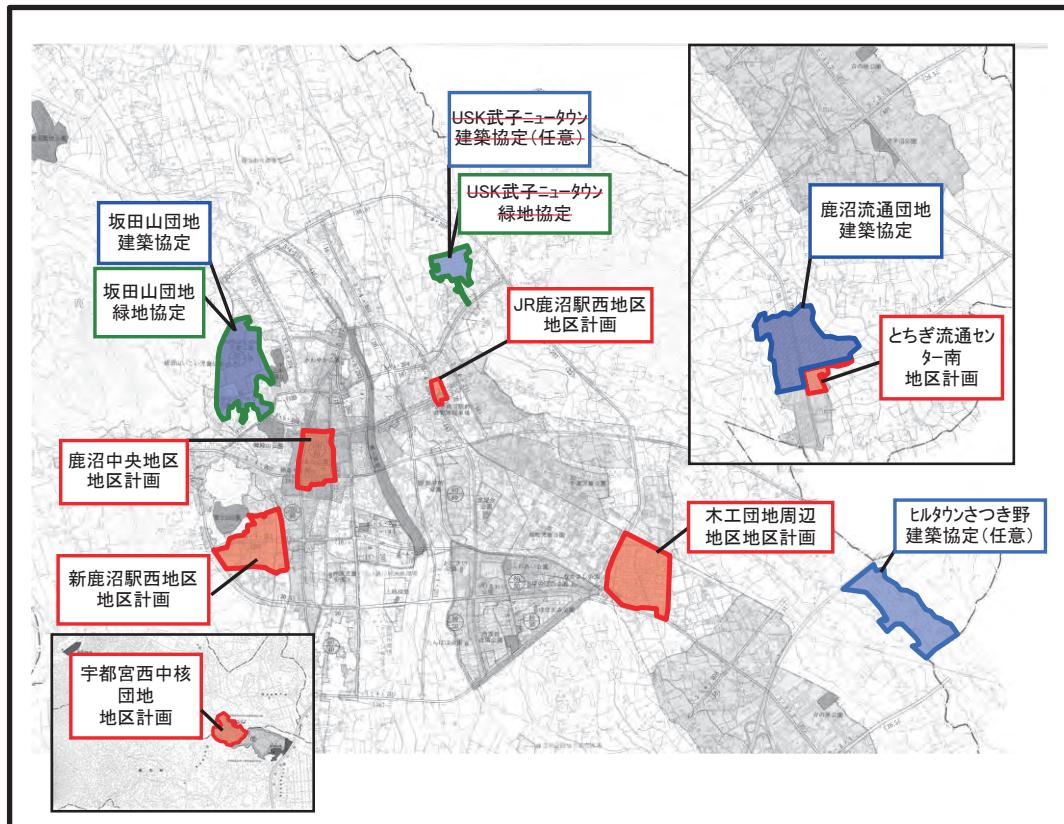
(5) 他法令の諸制度を活用した良好なまちなみ景観づくり

良好なまちなみの形成を図っていくためには、景観計画のほかに都市計画法に基づく地区計画や地域地区（景観地区、高度地区等）などの景観形成に関わる既存の制度を活用することも有効です。「緑地協定」や「建築協定」などの各種制度を活用した良好なまちなみ景観の形成を推進します。

◎本市において現在、利用されている制度

地区計画 (6地区)	とちぎ流通センター南地区(下石川 5.2ha)、鹿沼中央地区(銀座 1丁目ほか 17.7ha)、鹿沼木工団地周辺地区(茂呂ほか 41.2ha)、宇都宮西中核工業団地(深程 59.3ha)、JR鹿沼駅西地区(上野町 2.0ha)、新鹿沼駅西地区(花岡町ほか 28.9ha)
緑地協定 (1地区)	坂田山団地みどりの協定(坂田山 1～4 丁目 37.4ha) USK武子ニュータウン緑地協定(武子、仁神堂町 12.7ha) H31.4.26 廃止
建築協定 (2地区)	坂田山団地建築協定(坂田山 1～4 丁目 37.4ha) 鹿沼流通団地建築協定(流通センター 46.9ha)

※上記のほか、~~USK武子ニュータウン~~ヒルタウンさつき野については、建築基準法に基づかない自主的な建築協定を設定しています。



3 推進体制の整備

(1) 「鹿沼市景観審議会」の設置

本市の良好な景観形成のために、助言、指導、審議する第三者機関として、市民や専門家などで構成される鹿沼市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置します。

審議会では、市長の諮問に応じ、第三者の立場から下記の内容について調査及び審議することとします。

主な審議内容

- ・景観計画の変更・見直しに関すること
- ・景観形成重点地区の指定に関すること
- ・届出の審査内容に関すること
- ・その他、良好な景観の形成に関すること

(2) 「景観協議会」の設置検討（法第15条）

景観協議会とは、景観形成重点地区や景観重要公共施設などの景観形成に際して、関係する市民、事業者、行政機関などが協議をする組織であり、設置に向けた検討を行います。

景観協議会では、景観行政団体である市をはじめ、必要に応じて公共施設管理者や公益事業者（道路、鉄道・バス、電気など）、景観形成活動団体、関係団体（商工団体、観光団体、農業団体など）などの多様な立場の関係者が集まって意見調整や協議を行ない、良好な景観形成の推進を目指します。

(3) 組織の連携強化と職員の意識啓発

庁内各部局と情報の共有や意見交換の場の設置などにより連携を強化し、良好な景観形成に向けた施策に取り組んでいきます。

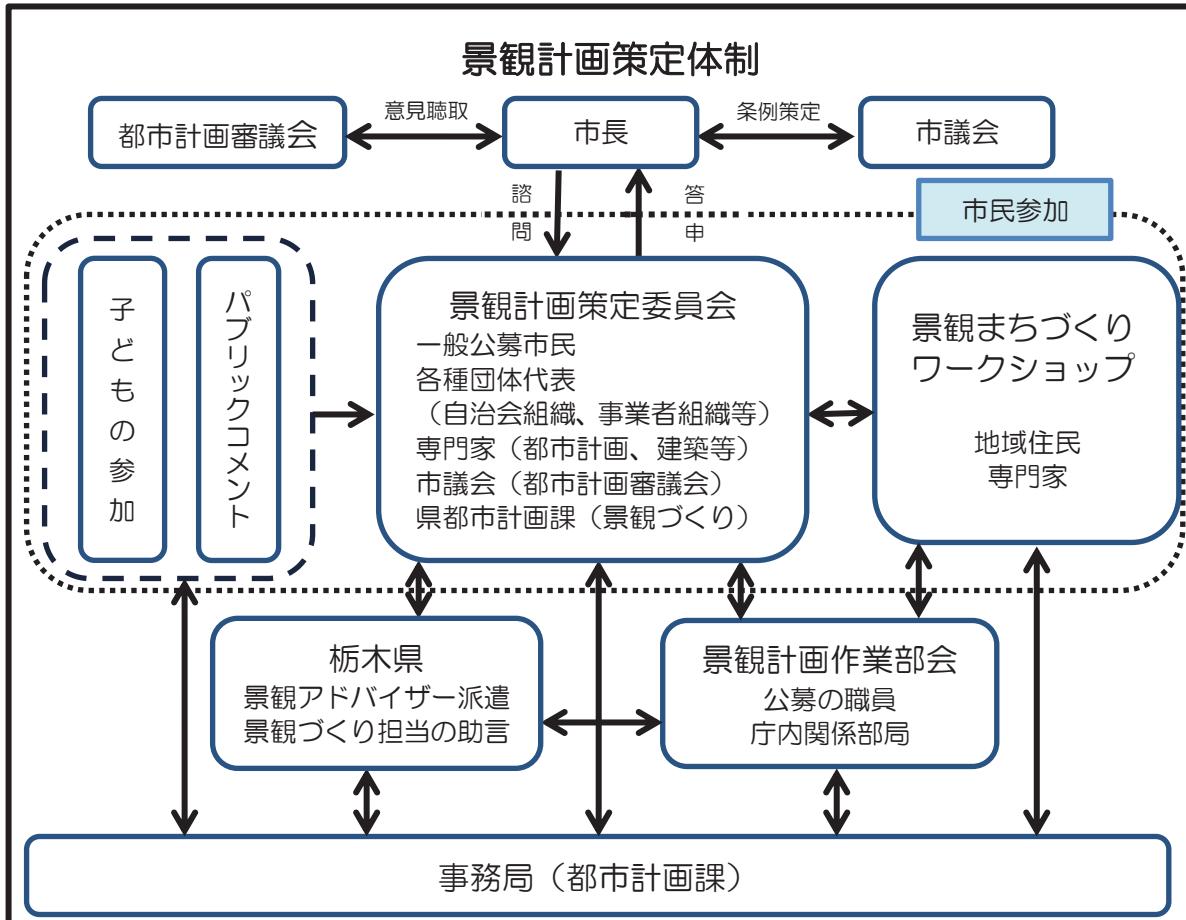
市職員は、講習会や研修会などにより、景観形成に関する意識の向上や知識・技術の習得を図ります。

また、各地域におけるまちづくりに関する活動に積極的に参加するなどして、地域の実情を把握するとともに市民との協働を図ります。

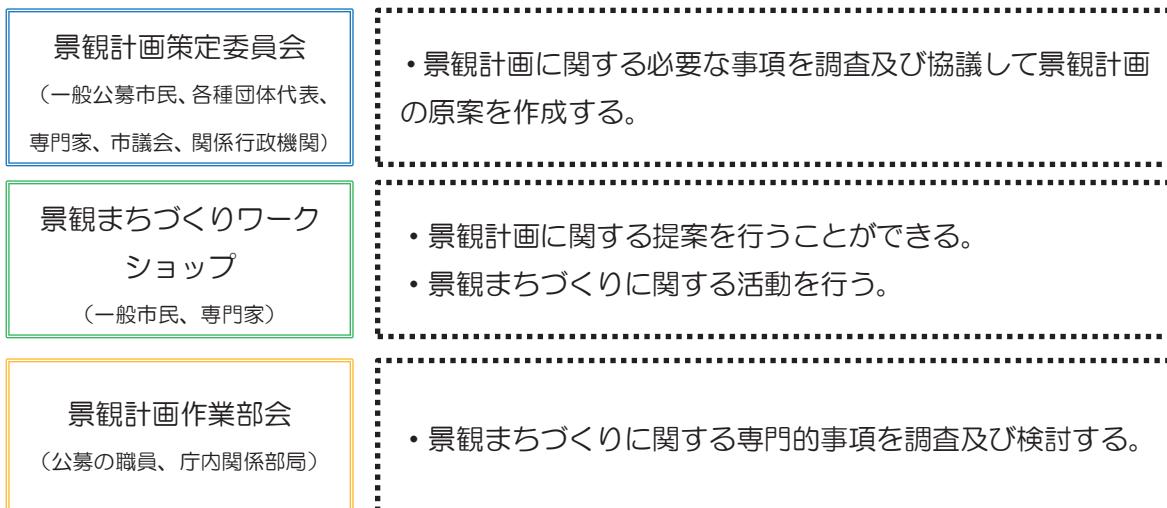
參 考 資 料

1 景観計画策定体制と経過

(1) 策定体制



景観計画は、以下の組織体制のもとに検討を行い、策定しました。



(2) 策定経過

①策定委員会

□ 第1回 平成24年8月7日（15名）

- ・景観法の概要説明
- ・委員から景観に対する意見集約

□ 第2回 平成24年11月21日（13名）

- ・景観計画区域の設定
- ・ワークショップ、作業部会での作業報告

□ 第3回 平成25年3月18日（12名）

- ・景観形成に関する方針（案）について協議

□ 第4回 平成25年7月18日（12名）

- ・景観形成に関する方針について設定
- ・景観重要建造物・景観重要樹木の方針について協議

□ 第5回 平成25年12月19日（6名）

- ・景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項、屋外広告物の表示及び掲出に関する基本的事項について協議
- ・地域別基本方針について協議
- ・行為の制限に関する事項について協議

□ 第6回 平成26年2月19日（11名）

- ・景観計画（素案）について協議
- ・景観条例（案）及び施行規則（案）について協議

□ 第7回 平成26年4月11日（13名）

- ・景観計画（素案）について協議

□ 第8回 平成26年7月3日（8名）

- ・パブリックコメントの実施結果報告

参考資料

景観計画策定委員会名簿

資 格 区 分	議席番号	団体、組織、役職等	氏 名
要綱第3条第2項第1号委員 (学識経験のある者)	1	小山工業高等 専門学校教授	尾立弘史
	2	(社)栃木県建築士会 鹿沼支部副支部長	橋本伸一郎
要綱第3条第2項第2号委員 (公募による市民)	3	市 民	小杉正昭
	4	市 民	合摩勝登
	5	市 民	秋山和子
要綱第3条第2項第3号委員 (関係団体から推薦を受けた者)	6	鹿沼市自治会連合会 副会長	奈良部実
	7	鹿沼商工会議所 副会頭	高橋 宏
	8	栗野商工会理事	池澤達夫
	9	鹿沼市観光物産協会 事務局長	黒崎 通
	10	鹿沼自然観察会 会長	渡邊知義
	11	鹿沼市文化財保護 審議会副会長	高岡正之
	12	美しい黒川をまもる 城山ねっと代表	佐藤 工
	13	かぬま楽市実行 委員会委員長	森 誠
要綱第3条第2項第4号委員 (市議会議員)	14	市議会議員	大島久幸
	15	市議会議員	小川清正
要綱第3条第2項第5号委員 (関係行政機関の職員)	16	栃木県県土整備部 都市計画課長	根岸昭夫 ※1 大野盛夫 ※2

※1 平成24年7月18日から平成26年3月31日、※2 平成26年4月1日から

②景観まちづくりワークショップ

- 第1回 平成24年10月16日（15名）
テーマ：「市内の景観資源の発掘について」
- 第2回 平成24年11月27日（10名）
テーマ：「景観についての課題について」
- 第3回 平成25年2月5日（11名）
テーマ：「景観形成の目標について」

③作業部会

- 第1回 平成24年11月5日（14名）
 - 景観法についての概要説明
 - 景観計画区域についての協議
- 第2回 平成25年2月15日（11名）
 - 景観形成に関する方針について協議
- 第3回 平成25年6月24日（電子会議室）
 - 景観重要建造物及び樹木について協議
- 第4回 平成25年12月3日（電子会議室）
 - 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項、屋外広告物の表示及び掲出に関する基本的事項について協議
- 第5回 平成26年1月17日（電子会議室）
 - 景観計画（素案）及び景観条例等（案）について協議
- 第6回 平成26年3月6日（電子会議室）
 - 景観計画（素案）について再確認

参考資料

平成23年度

景観行政団体となり、景観計画策定についての体制づくりの準備をしました。

- 7月1日
景観行政団体となる
- 2月24日
景観についての研修会
- 2月27日
策定委員の募集開始

平成24年度

計画策定についての組織体制を整え、景観法への理解を深めるとともに基本方針について設定しました。

- 8月7日
第1回 策定委員会
- 10月16日
第1回 景観まちづくりワークショップ
- 11月5日
第1回 作業部会
- 11月21日
第2回 策定委員会

- 11月27日
第2回 景観まちづくりワークショップ
- 2月5日
第3回 景観まちづくりワークショップ
- 2月15日
第2回 作業部会
- 3月18日
第3回 策定委員会

参考資料

平成25年度

地域の景観資源の再発掘を行い、地域別構想を設定するとともに色彩についての研修会を開催するなどして、規制内容や景観計画に必要な事項をまとめました。

- 6月22日から8月2日まで
地域資源の再発掘（自治会長へ依頼）
- 6月24日
第3回 作業部会（電子会議室）
- 7月18日
第4回 策定委員会
- 8月から11月
市内15地区の色彩調査
- 9月27日
色彩についての研修会

- 12月3日
第4回 作業部会（電子会議室）
- 12月19日
第5回 策定委員会
- 1月17日
第5回 作業部会（電子会議室）
- 2月19日
第6回 策定委員会
- 3月6日
第6回 作業部会（電子会議室）

平成26年度

市民の皆様から頂いた多くのご意見・貴重な提言を反映した景観計画を策定しました。

- 4月11日
第7回 策定委員会
- 4月11日
市長へ答申
- 5月14日から6月13日まで
パブリックコメント
- 7月3日
第8回 策定委員会
- 7月14日
第24回 都市計画審議会

参考資料

※ 委員や地域の方々から出された地域資源をまとめたものです。

現在までに出た地域景観資源

第1回景観まちづくりワークショップ(黒字)、第2回景観まちづくりワークショップの参加者から出された景観資源についての意見(赤字)、景観計画作業部会第1回目電子会議室にて投稿された意見及び策定委員会の委員より出された意見(青字)について、以下にまとめた。

さらには、平成15年3月付発行の「鹿沼市都市景観形成基本計画基礎調査」より景観資源を抜き出した。(緑字)

また、さらなる地域資源を発掘するため、各地区自治会長へ地域の景観資源についての調査を依頼した。(紫字)

一般公募によっての参加者には、鹿沼の景観について意見を付箋に書き、鹿沼市全体の地図に貼っていくワークショップ形式で意見をだしてもらった。

まとめ方については、景観資源は鹿沼市都市計画マスタープランに基づく6地域と景観の系統(参考)に分けてまとめた。

《鹿沼の景観資源》 第1回WS、**第2回WS**、作業部会電子会議室、 基礎調査、地域意見

ア 中心市街地

【自然】 <ul style="list-style-type: none">・遠くに日光連山が美しい・黒川・御殿山、千手山、岩山、富士山・朝日橋から冬見た男体山(今は見えない)・貝島橋から見る日光連山・府中橋から見た日光連山・黒川河川敷の芝生・冬の御成橋からの男体山・黒川は冬にはアオサギ、カルガモなどがおり、春になるとウグイスの声も聞こえる。・「ふれ愛橋」は間近で黒川の流れや魚の泳ぐ姿を見ることができ爽快・河岸段丘・那須連山の遠景・富士山の山頂からの風景 (360° の眺め、スカイツリーや富士山)・岩山の山頂からの風景・糠塚山参道上り口付近からの日光連山 (手前はかまど倉、川化け山などの下遠部小倉の山々、後ろに 笹目倉山などの小来川の山々、奥に男体山、白根山などの奥日光の山並み、少し場所をずらして下沢の二股山、古賀志山が見える)	【歴史】 <ul style="list-style-type: none">・まちなかを馬車が通っていた風景(S20)・勝道上人が遠く日光に登るとき、祈願の地「鳥居跡」に一の鳥居があった・帝国纖維・今宮神社・旧家・昭和初期の建物・鹿沼の屋台・北小学校校舎・お寺、神社が多い(昔、1町1神社)・路地が多い・屋台庫・大谷石の倉庫・御所の杜・旧鹿沼例幣使街道 田町通り、内町通り (雲龍寺～宝蔵寺)周辺 歴史的建造物・土生義雄の墓・銀座通りから清林寺を見ると1箇所だけ アウカナ仏が見える・睦橋は帝国纖維が架けた橋。今は古い産業遺産ですが、かつては天皇陛下も渡られたことがあるそう。・橋自体は新しいが、「御成橋」の由来は将軍が参勤交代で橋を渡ったことに因んでおり、江戸時代の雰囲気に浸れる。・駒場歯科(中央小前)・好美館・旧岡本歯科医院(下材木町)・JR 鹿沼駅前のいせや旅館や中野屋支店などは明治時代の国鉄開業当時から営む宿泊施設で歴史を感じる。・旧中野屋本店・鳥長、梅月(石橋町は明治・大正時代は料
---	---

参考資料

	<p>亭街で当時からある)</p> <ul style="list-style-type: none">・上材木町の弁天池は鹿沼が水の街であることを伝えてくれる。・掬翠園・清林寺周辺等の水路のある路地裏の風景・今宮神社参道〈露地〉・御殿山会館から上都賀庁舎へ抜ける露地・松月からエルベ音楽院の間の狭い道には裏通りの静かな雰囲気を感じる・奥山医院前の東西に通る道川が流れしており、昔の風情を感じる・奥山医院付近の家の黒い板塀は味があって良い・アンリロなどがある辺り・テンジンナガヤ・千手観音・三峯神社・下田町大日様境内（八坂神社、石蔵、水屋、下田町自治会館）・大日堂（旧：下野國鹿沼田町一乗院、大日如来の仏堂）・星宮神社（虚空蔵さん）は前面彫刻で飾られている社殿
<p>【都市】</p> <ul style="list-style-type: none">・高台から坂を下って町なみを感じる風景・川上澄生美術館・JR鹿沼駅・睦町の市営住宅（ビバホーム駐車場から見た感じ）・末広通り・山ちゃんの脇の配線がおもしろい・国道が3つも並んでいる看板・JR鹿沼駅周辺 整備されて明るく美しくなった・情報センターエリアの建物群・府中橋のガード下、深岩のアーチが見事・末広橋 欄干がステンドグラスのようにデザインされ、毎夜のほのかなライトアップはロマンチック。・星の宮公園 暖かい季節になると、小さな子供たちが遊んでいて、近くでお母さんたちが話しているのを見かけます。和む風景です。・貝島西区画整理地内の歩行者専用道路（星の宮公園の東側あたり） 歩専道の隣地がまだ畑のままで、夏になると畑いっぱいにヒマワリが咲きます。歩専道も近所の方が花（コスモスなど）を植え、まちなかということを忘れるくらいたくさんの花に囲まれます。・まちの駅・せせらぎ公園・御成橋の東詰から府中橋に向かう道から	<p>【心象】</p> <ul style="list-style-type: none">・蝉ヶ淵・黒川（図書館）から見たユキヤナギ・千手山のサクラ、ツツジ・上材木町の弁天池周りで小学生の頃、身近なところの池や川などで遊ぶ。親などは川で洗濯など、生活の一部利用・昔、鳥居跡の三叉路にケヤキの大木があり、中が洞になり出入りして遊んだ。やがて交番ができ、イチョウの大木が黄ばむとケヤキ大木とあいまって絵になる風景であった。（現鳥居跡）・鹿沼ぶっつけ秋祭り・千手山公園 観覧車、汽車、あそび場（子供）、さくら・上野町宮通り 坂、途中から見た市内全季の四季・鹿沼市中心部を流れる黒川（市民の癒しになる）・さつき通り桜並木のイルミネーション・西武子川は夏になると、野菜やスイカを冷やしている姿が見受けられ、風情がある。・木島用水は特に文化活動交流館の石蔵の裏通りはコケがむして風情がある。・幸福橋（木島掘）・黒川沿いの桜・旧鹿沼場跡の桜・蝉が淵の桜・今宮神社の桜・御殿山球場の桜（4月はキレイだなと思います。）

参考資料

<p>黒川を挟んで見える図書館周辺の景色</p> <ul style="list-style-type: none">・今宮神社参道・八坂神社の高台から見下ろす中心市街の街並み・本庁舎付近のけやき坂・主要地方道宇都宮鹿沼線上野町工区の開通・新鹿沼駅周辺の整備・国道 121 号、293 号、352 号・JR 日光線、東武日光線・朝日橋より東に観る古峰原宮通り・古峰原宮通りの西武子川付近から観る鹿沼市街・まちの駅「新・鹿沼宿」の芝生広場を含んだ景観	<ul style="list-style-type: none">・雲龍時の桜・黒川のどんど焼き今はやっていませんが、子供の頃は行っていました。冬、他の地域でどんど焼きの竹を見る思い出します。・東武線の車窓から見える榆木周辺の水田・千手山公園（さつき・つつじ祭り）・御殿山球場（さつきマラソン大会）・今宮神社（春・冬渡祭、節分祭）・黒川河川敷（花火大会等）・末広通り（花市）・府中町、府所本町、府所町の子供神輿渡御・府中町、府所本庁、府所町合同の盆踊り大会・雲龍時の吞龍上人大祭会・八坂神社の天王祭・仲町屋台が入っている屋台収蔵庫と屋台公園・浅間神社の新殻祭と町民祭（盆踊り）・戸張町から見た北小学校の校舎（昔は、男体山と一緒に見ることができた）
---	---

イ 菊沢地域

<p>【自然】</p> <ul style="list-style-type: none">・古賀志山が田植えの時期、田んぼの水面に映る風景・千渡飯岡 イナゴ捕り風景・千渡飯岡 武子川と田園風景・ほそい道から見える風景（市街化調整区域のため畠が続いて遠くに民家と山が見える。月ができるととても映える。）・武子川・行川	<p>【歴史】</p> <ul style="list-style-type: none">・富岡から例幣使街道入口・栢窪木喰堂周辺（古くから土地の人に大切に保存される）・下武子町、二荒神社 緑の山の中の神社・千渡、宝性寺 お盆の灯篭流し 数珠念仏・薬師堂（栢窪）・等持院・喜久沢神社・喜久沢神社のつくばねがし
<p>【都市】</p> <ul style="list-style-type: none">・鹿沼環状線（平成橋）・北中北側に架かる武子跨道橋・国道 121 号・国道 293 号	<p>【心象】</p> <ul style="list-style-type: none">・栢窪錦鯉公園 水面に映る新緑・梨畠 直売所があったり、交通安全のときに配っていたりと、菊沢地域＝梨です。家でもよく菊沢地域の梨を買います。・杉並木・武子川・古賀志山・木喰上人（薬師堂）・下遠部コミュニティセンターから東を見ると黒川の堤防に東武電車が通る風景

ウ 東部台・北犬飼地域

<p>【自然】</p> <ul style="list-style-type: none">・晃望台からも日光連山・みはらし橋からの市内越しの山々の眺めが素晴らしい・茂呂山・東部台台地・武子川・住宅密集地の中に広大な梨園があり、梨の純白の花がとてもきれいです。	<p>【歴史】</p> <ul style="list-style-type: none">・さつきロード 料金所となりにある 1200～1300 年前の下台の原古墳群 7ha・永林寺・薬師堂（上石川）・根裂神社の天棚
---	--

参考資料

<p>【都市】</p> <ul style="list-style-type: none">・鹿沼唯一の二車線市道 市道 0017 号線・南大通りは道幅も広く眺めも良い・ふれあい公園・西茂呂地区の区画整理され、整然とした街並み・工業団地から市内へ向かう際に、正面に山々の風景が見えてすがすがしい・晃望台公園・フォレストアリーナ・図書館東館ほんの巣・とちぎ流通センター・東北自動車道・鹿沼 IC・都市計画道路 3・3・1 号鹿沼宇都宮線・JR 日光線・主要地方道 宇都宮鹿沼線（鹿沼街道）・都市計画道路 3・4・2 号南大通・国道 121 号・鹿沼環状線の陸橋からみた JR 日光線（直線のレール上を走ってくる様子）	<p>【心象】</p> <ul style="list-style-type: none">・花木センター・さつき大橋から東側の前の桜並木・日晃そばの前の並木イルミネーション（以前）・茂呂のいわ裂神社の天王祭のちょうどいい行列・東部台さくら祭り・武子川・さつき祭り・日吉の森（日吉神社）・東町自治会 盆おどり・路地に並ぶプランター（草花）・見晴らし橋からの桜並木・東町の盆踊りとおはやし・緑町 1 丁目の広大な梨畠・JR 日光線の陸橋から電車を見ると、直線のレールをまっしぐらに走ってくる・茂呂の高尾神社の天王祭ちょうどいい行列が 20 年前くらいまで行われていたが、現在ではさくら祭に変わった・薬師如来の祈願祭（相撲大会）・根裂神社の天祭
---	--

二 押原地域

<p>【自然】</p> <ul style="list-style-type: none">・田、小藪川、小倉川・北赤塚からの富士山・水がきれい・鹿沼カントリークラブと周辺の溜池（大溜、新溜、黄金溜）・鹿沼カントリークラブのハウスから見た富士山・鹿沼カントリークラブと周辺の池や水田とのコラボレーション・石山（空海にまつわる伝説）・小藪川沿いの菜の花・中南部低地部・河岸段丘・黒川・奈良部の台地から見る日光連山	<p>【歴史】</p> <ul style="list-style-type: none">・判官塚古墳 前方後円墳・歴史遺跡・亀和田 湧泉 透明な水の流れが直線の堀の中に美しい・榆木宿の並木 追分—江戸、京都・榆木宿旧家（数件だが今も残っている）・生子神社・三日月神社・成就院・成就院のしだれあかしで・磯山神社・磯山神社の杉・判官塚古墳・羽黒神社・広済寺・押原神社（市文化財）・上殿太々神楽（市無形民族文化財）・大杉神社のおはやし・榆木神社・田中稻荷
<p>【都市】</p> <ul style="list-style-type: none">・鹿沼環状線（新上殿橋）・樅山町地内 飯島橋の高欄（平成 23 年に地元自治会が塗替えをして、朱色が目に鮮やかです。）・市道 0017 線村井陸橋からみた東武線と小藪川がまっすぐ伸びる風景・国道 293 号・国道 352 号	<p>【心象】</p> <ul style="list-style-type: none">・田んぼで野球（夕暮れ） 今は苺ハウス、スポーツ少年団・小藪川、小倉川で魚取りや水泳・磯山神社のあじさい・空気がきれい（時々においや煙）・泣き相撲・今はなくなったが鯉のぼりあがる田んぼの風景

参考資料

・東武日光線 ・東北自動車道 ・西山（通称）から見る東武日光線	・冬場のイチゴのビニールハウスの照明が美しい ・千葉省三の児童文学の背景となった場所がたくさんある ・有名な漫画「風の大地」に出てくる背景がある ・田園風景（東武線から見たとき） 東武金崎駅を過ぎ榆木駅へ向かっていく途中くらいだったと思います。電車の中からその辺りの田園風景を見ると、「鹿沼に帰ってきた」と言う気持ちになります。 ・黒川 ・杉並木 ・生子神社（泣き相撲、元旦祭、正月祭、日の出祭、お水とり、古式豊） ・三日月神社（例祭） ・磯山神社（あじさい祭り） ・南無地蔵尊供養祭（下奈良部） ・ゴミ、雑草のないまち（みなみ町） ・石山から見た北押原地区の景観（夜景も） ・西山方面から見た榆木駅、桜、東武電車、田園風景 ・鹿沼7200の桜 ・鹿沼7200から見た夜景と押原の眺望 ・大杉神社の夏祭り（例大祭） ・榆木神社の桜 ・榆木日之出町八坂神社祭礼と百八灯奉納
---------------------------------------	---

才 粟野地域

【自然】 ・粟野の粕尾川のホタル ・横根山 井戸湿原 ・横根山の四季 ・鹿沼で最高の標高1373mの横根山中に在する高層湿原内に多数の高山植物 ・粟野の山の紅葉の素晴らしさを知った ・上永野の川沿いの風景 ・横根山の岩海 ・下永野浅間神社の鍾乳洞 ・小倉川 ・思川 ・永野川 ・前日光ハイランドロッジ ・井戸湿原の植物（ミズバショウ、五葉つづじ） ・百川渓谷 ・尾出山 ・三峰山	【歴史】 ・粟野町内の古い町なみ ・医王寺 ・与洲神社周辺 尾出山 ・中粕尾（森地区）の城跡（粕尾城・土淵城・寺窪） ・諏訪山城 ・通順坊平巴の宿 ・城山公園 ・旧粟野中学校
【都市】 ・発光路の集落 ・八坂神社の高台から見下ろす中心市街の街並み ・粟野総合運動公園 ・粟野中学校 ・図書館粟野館（粟野歴史民俗資料館）	【心象】 ・粟野つつじ公園 ・そばの花 ・常楽寺と彼岸花の群落 ・永野の麻畑 ・城山公園のつつじ ・道祖神

参考資料

・大越路トンネル（新大越路橋）	・鹿沼・足尾線沿のもみじ、枝垂桜と思川
・宇都宮西中核工業団地	・発光路の強飯式
・前日光つづじの湯交流館	・発光路薬師様祭の般若心経 600巻
・清流の郷かすお	・大井（大八区）の蛇地蔵尊祭
・あわの花農場	・永野小学校とそば畠
	・あじさいロード（約1.3キロメートル）
	・水仙ロード（約2キロメートル）
	・尾出山神社関白流獅子舞
	・日本一の野洲麻
	・百八燈
	・口粟野神社例大祭への奉納屋台囃子
	・炭谷橋付近、桜、グウジオラス、彼岸花
	・日渡路大杉神社例大祭
	・粟野運動公園周辺のさくら並木
	・加蘇山神社例大祭
	・天王様（出口）
	・日光神社例大祭（滝沢）
	・十三夜
	・横根山駐車場からの夜景

力 西北部地域

【自然】	【歴史】
<ul style="list-style-type: none">・大芦川と緑豊かな山々・前日光基幹林道からの東方を見る・大芦川沿いの景観・古峯の山・大芦川上流の四季・アユ、サンショウウオ・やしお橋からみた山並み 思川源流地・古峯神社の紅葉時期・麻畑 鹿沼が麻の産地と言うことは知っていましたが、麻畑を実際に見たのは、つい最近です。青々と真っ直ぐにすごく高く伸びていたのが印象的でした。ちょうどそのとき、写真を撮っている人を見かけました。・板荷日枝神社の湧水・磨墨が渕・岩山・黒川沿いの河岸段丘・西北部山地部・薬師岳、夕日岳、六郎地山、地蔵岳、唐梨子山、大岩山、行者岳、方塞山、横根山、石尊山、鳴蟲山、石裂山、二股山、岩山、独鉱山・大芦川、荒井川・大芦渓谷・古峯ヶ原高原・大芦川、南摩川、思川合流地点・大芦川取水虎口大堀水路ホタルの里で夜の田園でホタルが飛ぶ風景・石山頂上から見る鹿沼市街地、古賀志山、筑波山・石山沢の湧水地、湿地帯・御幣岩橋からの早春の岩山、深岩山、日光	<ul style="list-style-type: none">・古峯神社・古峯神社の大鳥居・油田旧道沿いの屋並みと中島家住宅・南摩の油田にある長屋門・東大芦簡易郵便局・板荷せせらぎプール・せせらぎプールからの吊橋・加蘇山神社参道杉並木・小川山の六本杉・深山巴の宿・三昧石（勝道上人の修行の地）・吉良堀、久保田堀・古峯神社 (銅製の鳥居では日本最大の大きさ)・大杉神社・久我神社・加蘇山神社・加蘇山神社の千本かつら・加蘇山神社の杉・深岩觀音・興源寺・勝願寺・勝願寺の地蔵けやき・正蔵院・関東有数の大きさの金剛山瑞峯寺の金剛不動尊及び境内地

参考資料

<p>連山</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東山、西山に囲まれた田園風景 ・二股山から見た蛇行する大芦川と田園風景 ・カククリの群生地 ・大仁田橋から望む大芦川 ・大芦川引田地内の大岩（虎岩） ・引田地ないから望む天きゅう山の山並み 	
<p>【都市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出会いの森総合公園 ・鹿沼運動公園 ・主要地方道草久足尾線 ・芦の子橋 ・天王橋 ・西大芦フォレストビレッジ ・板荷わくわくネイチャーランド ・林道前日光線（家富連山トンネル） 	<p>【心象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大杉神社 アンバ様 ・今はなくなったが鯉のぼりあがる田んぼの風景 ・引田レイクウッドリゾート ・深岩の石切り場 ・石尊山 ・横根山 ・黒川 ・二股山 ・大芦川 ・荒井川 ・南摩川 ・日枝の社（日枝神社） ・古峯神社（節分祭） ・大杉神社（アンバ様） ・雷電神社の奉納相撲 ・下日向交差点から見える西大芦川越しの山桜 ・羽黒神社祭典 ・十五夜のわらでっぽう ・下野三十三観音（深岩山）例祭 ・星ノ宮神社夜明けの祭（ 笹原田） ・豊作の祭（ 笹原田） ・下沢二荒山神社の秋の例大祭 ・下沢薬師堂のはなまつり ・下の内地区から見た深岩山の落日 ・龍神宮祭典 ・岩戸神社祭典 ・八坂祭典 ・引田のどんど焼き ・金剛山瑞峯寺の火渡り

キ 全地域、複数地域意見

<p>【自然】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川のまわり ・市内から見える山々（身近な山、背景として見える山など） 	<p>【歴史】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江戸時代から変わらない水路、路地 ・大きな門がある農家住宅がある風景 ・昔から継承されている祭り等
<p>【都市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街中の並木街道 	<p>【心象】</p>

2 「鹿沼市の景観づくりに関するアンケート調査」まとめ

(1) 調査概要

ア アンケートの目的

景観に関する市民の意識や要望、意見などを適切に把握し、今後の「景観づくり」施策を展開するときの参考とする目的として実施した。

イ アンケート方法

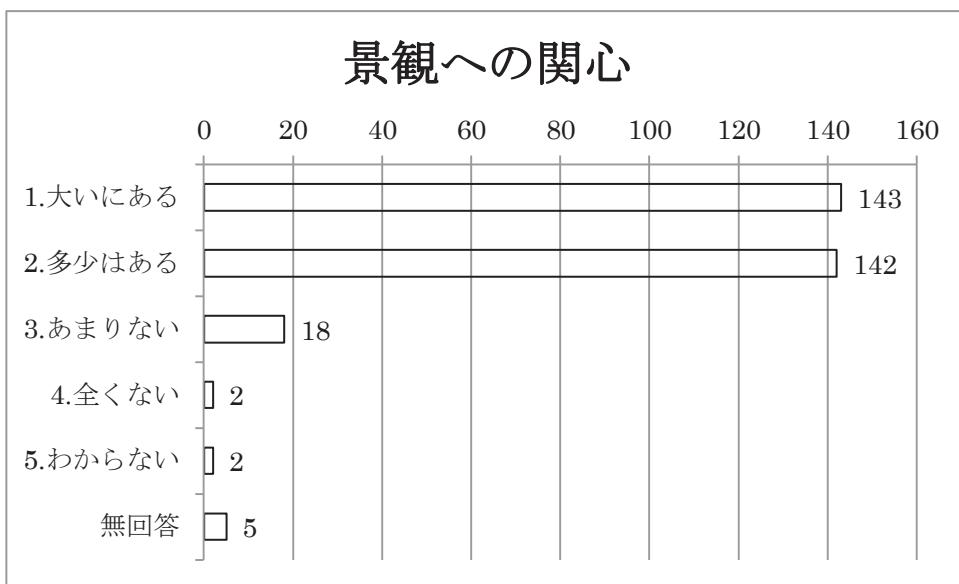
○調査地域	鹿沼市全域（合併前 旧鹿沼市）
○調査対象	20歳以上の男女個人
○標本数	1,649件（一般 1,517件） (市政モニター 102件) (建築士会 30件)
○抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出（一般）
○調査方法	郵送による配布回収方式（一般、市政モニター） 建築士会を通じて配布回収方式（建築士会）
○調査期間	平成14年11月～12月
○分析方法	単純集計及びクロス集計の双方から意識傾向を分析

ウ 回収結果

○回収数	312件（一般 256件） (市政モニター 49件) (建築士会 7件)
○回収率	19%（一般 17%） (市政モニター 48%) (建築士会 23%)

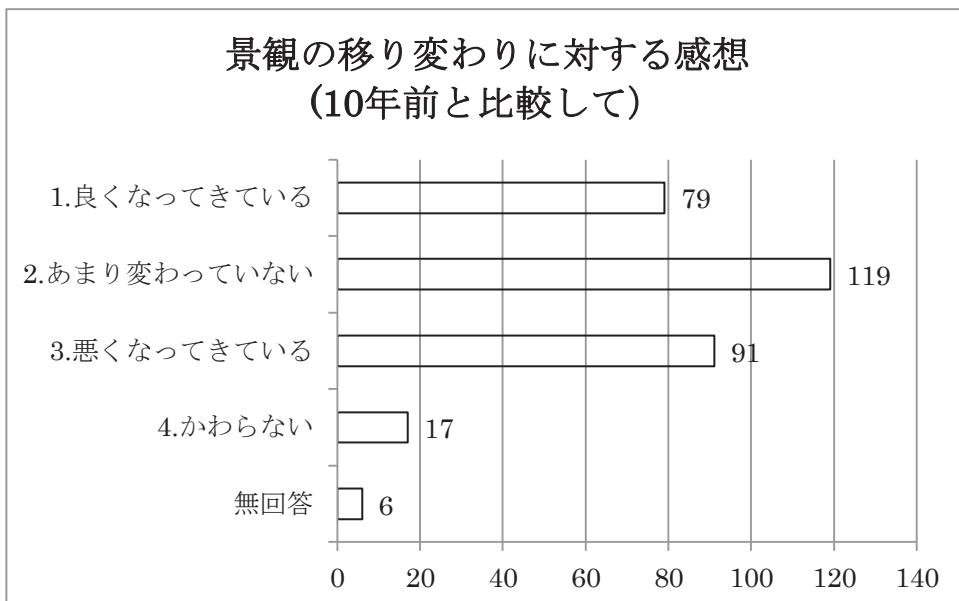
(2) 調査結果

ア 身近な景観について…



「1 大いに関心がある」への回答が最も多く約45.8%、次いで「2 少しは関心がある」約45.6%、「3 あまり関心がない」約5.8%となっています。

「1 大いに関心がある」と「2 少しは関心がある」への回答を合わせると90%以上となり、景観に関する関心の高さがうかがえます。

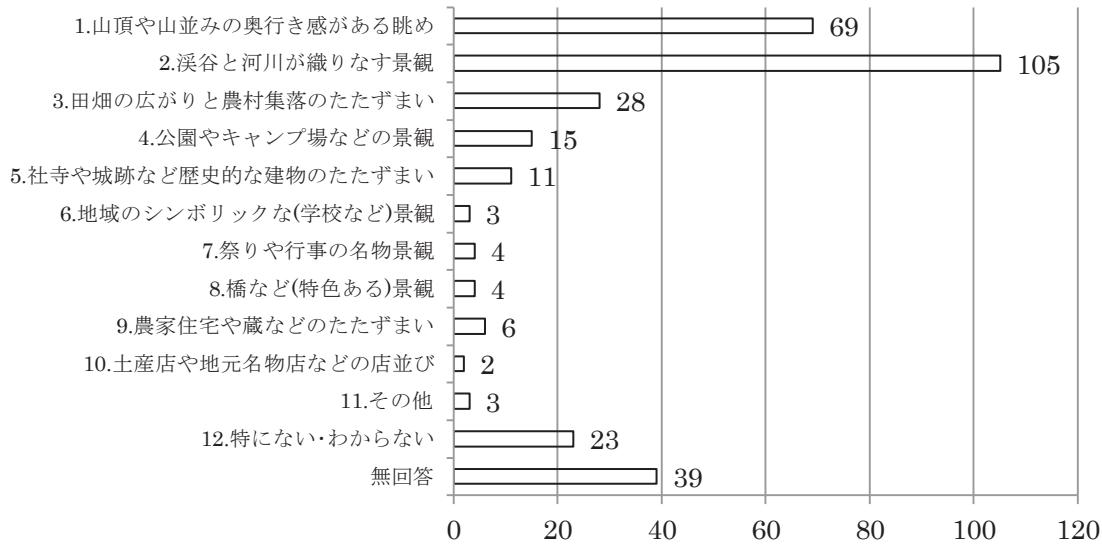


「2 あまり変わっていない」への回答が最も多く約38%、次いで「3 悪くなってきた」約29%、「1 良くなってきた」約25%となっています。

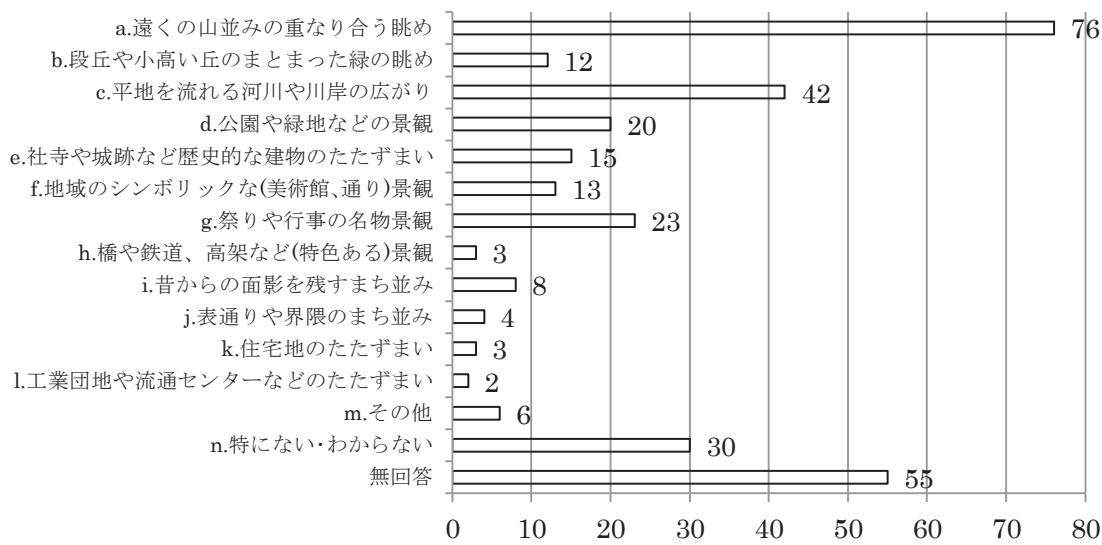
「3 悪くなってきた」が「1 良くなってきた」を上回っています。

参考資料

最も好きな景観（山間・山麓地域）



最も好きな景観（平地地域）



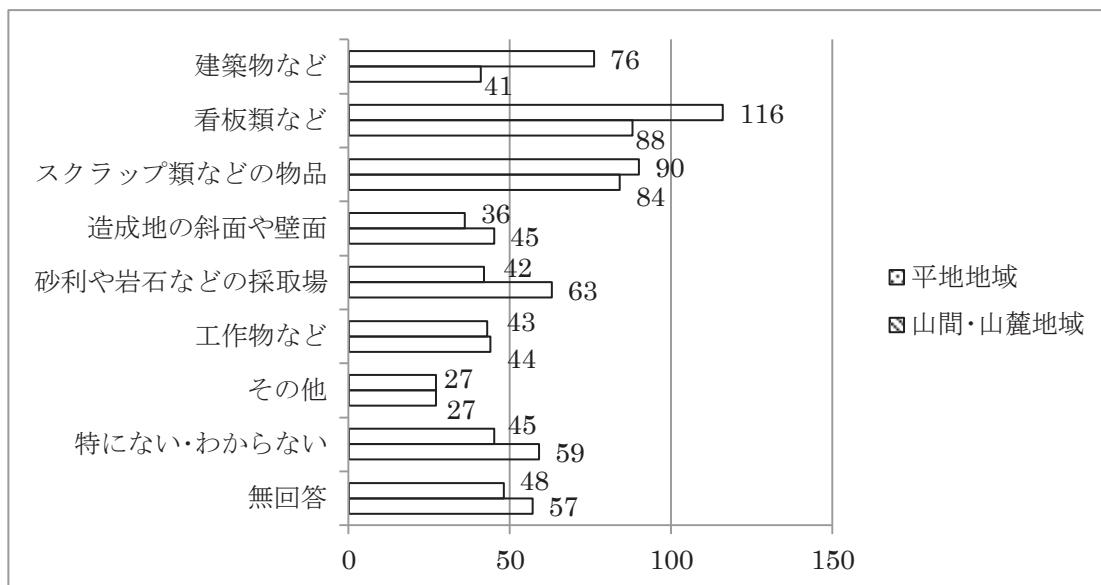
「山間・山麓地域」の景観では、「2. 溪谷と河川が織りなす景観」への回答が特に多く約34%、次いで「1. 山頂や山並みの奥行き感がある眺め」約22%などへの回答が多くなっています。

「平地地域」の景観では、「a. 遠くの山並みの重なり合う眺め」への回答が特に多く約24%、次いで「c. 平地を流れる河川や川岸の広がり」約13%などへの回答が多くなっています。

参考資料

イ 問題となる景観について…

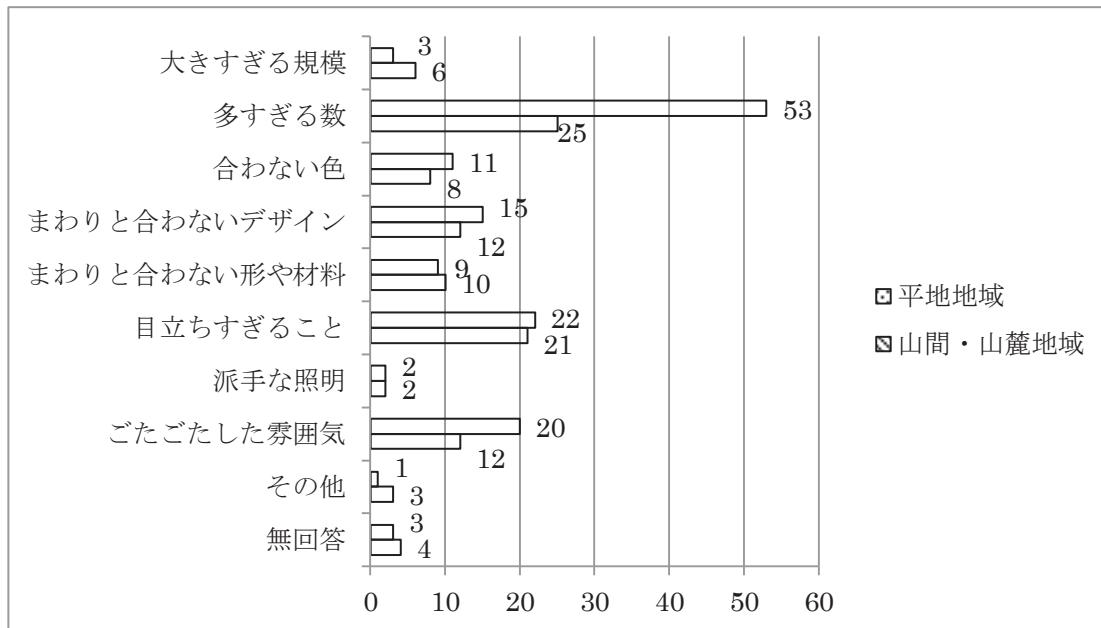
問題となる景観（種類）



「山間・山麓地域」では、「看板類など」への回答が最も多く約28%、次いで「スクラップ類などの物品」約27%、「砂利や岩石などの採取場」約20%などへの回答が多くなっています。

「平地地域」では、「看板類など」への回答が最も多く約37%、次いで「スクラップ類などの物品」約29%、「建築物など」約24%などへの回答が多くなっています。

問題となる景観の要素（看板やポスター類）

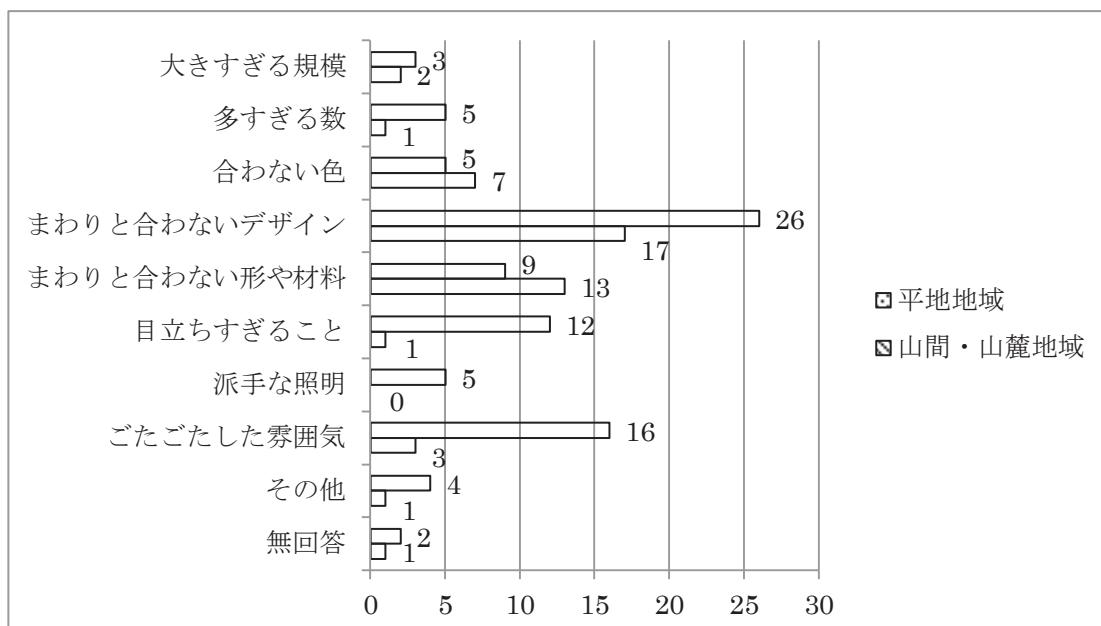


参考資料

「山間・山麓地域」では、「多すぎる数」への回答が最も多く約28%、次いで「目立ちすぎること」約24%などへの回答が多くなっています。

「平地地域」では、「多すぎる数」への回答が特に多く約46%、次いで「目立ちすぎること」約19%、「ごたごたした雰囲気」約17%などへの回答が多くなっています。

問題となる景観の要素（建築物など）

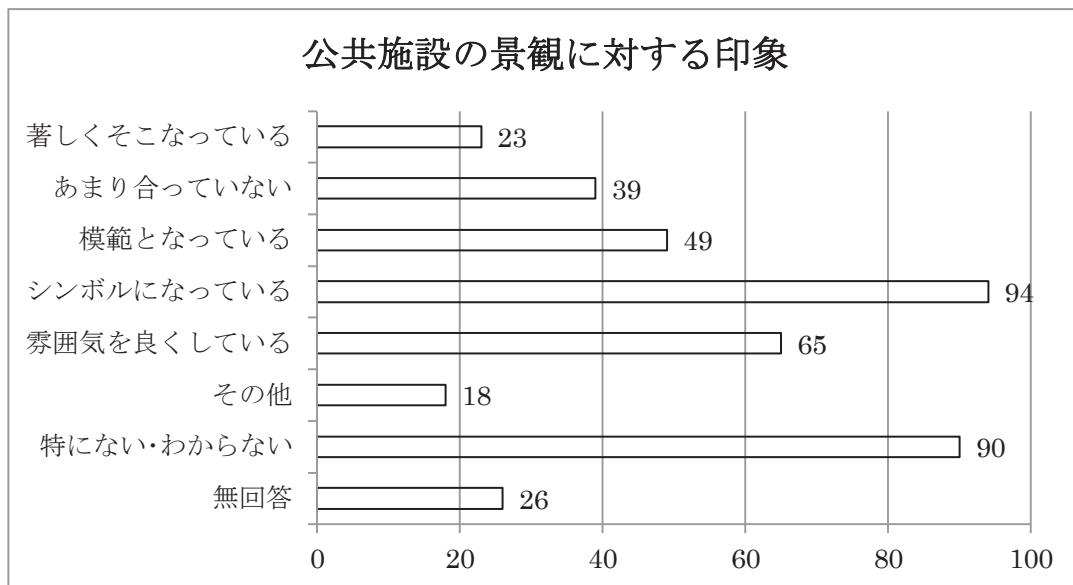


「山間・山麓地域」では、「まわりと合わないデザイン」への回答が最も多く約41%、次いで「まわりと合わない形や材料」約32%、「合わない色」約17%などへの回答が多くなっています。

「平地地域」では、「まわりと合わないデザイン」への回答が最も多く約34%、次いで「ごたごたした雰囲気」約21%、「目立ちすぎること」約16%などへの回答が多くなっています。

参考資料

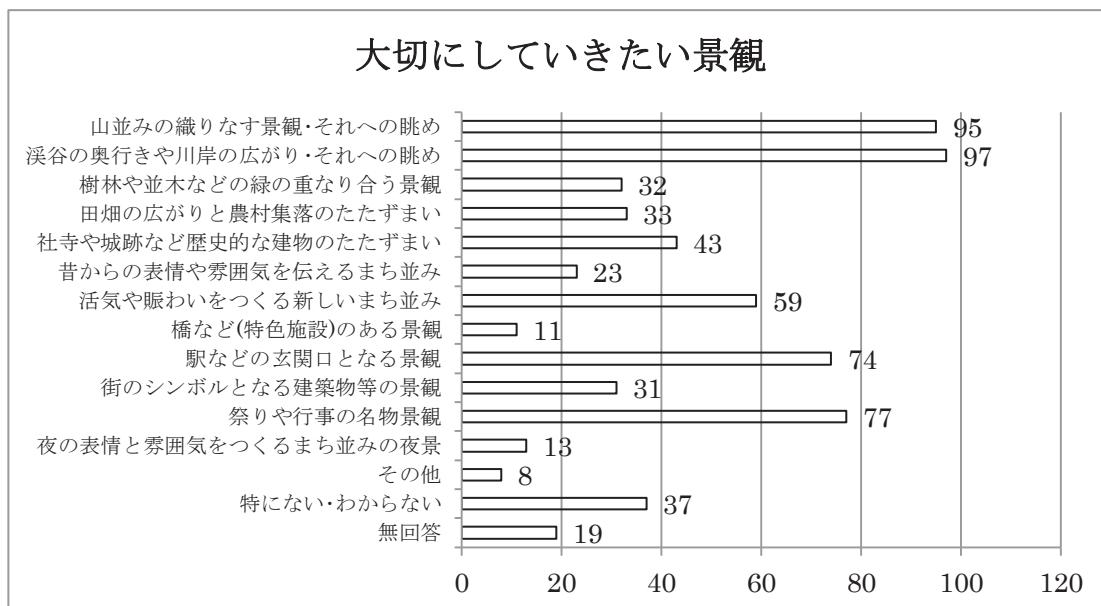
ウ 公共施設の景観について…



「地域のシンボルになっている」への回答が最も多く約30%、次いで「雰囲気を良くしている」約21%、「模範となっている」約16%などへの回答が多くなっています。

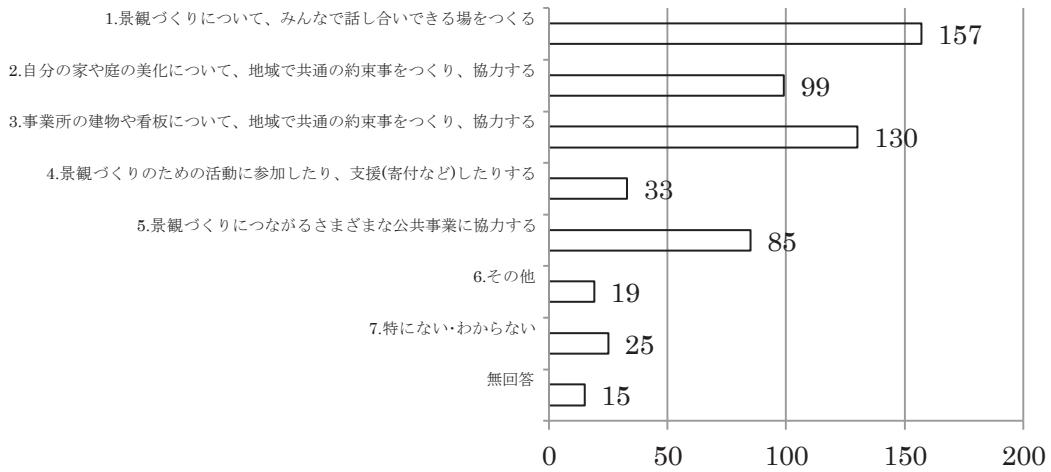
「特にない・わからない」という回答も約29%と多くなっていますが、「著しくそこなっている」、「あまり合っていない」という回答は、合わせても20%以下となっています。

エ これからの鹿沼市の景観づくりについて…



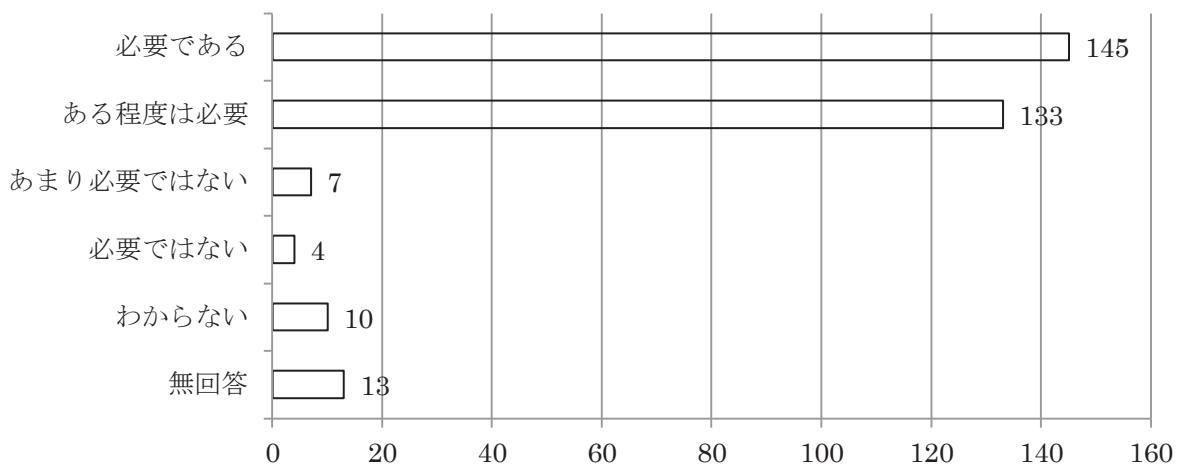
「溪谷の奥行きや川岸の広がり・それへの眺め」への回答が最も多く約31%、次いで「山並みの織りなす景観・それへの眺め」約30%、「祭りや行事の名物景観」約25%、「駅などの玄関口となる景観」約24%などでへの回答が多くなっています。

景観を良くするために大切なこと



「1. 景観づくりについて、みんなで話し合いできる場をつくる」への回答が最も多く約50%、次いで「3. 事業所の建物や看板について、地域で共通の約束事をつくり、協力する」約42%、「2. 自分の家や庭の美化について、地域で共通の約束事をつくり、協力する」約32%などへの回答が多くなっています。

大規模建築物等のルールづくりについて

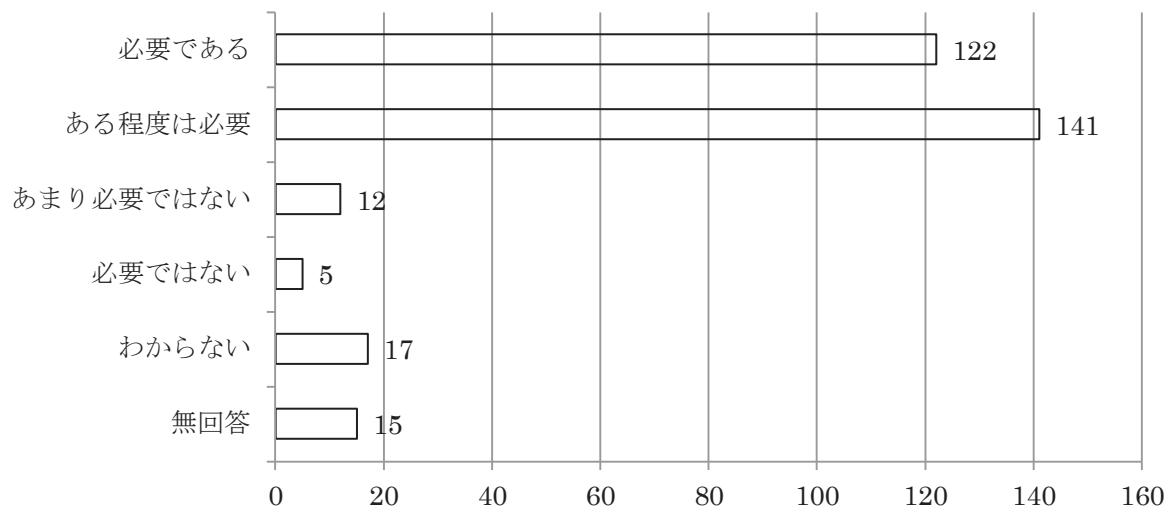


「必要である」への回答が最も多く約46%、次いで「ある程度は必要である」約43%となっています。

「必要である」と「ある程度は必要である」への回答を合わせると90%近くが必要を感じていることがうかがえます。

参考資料

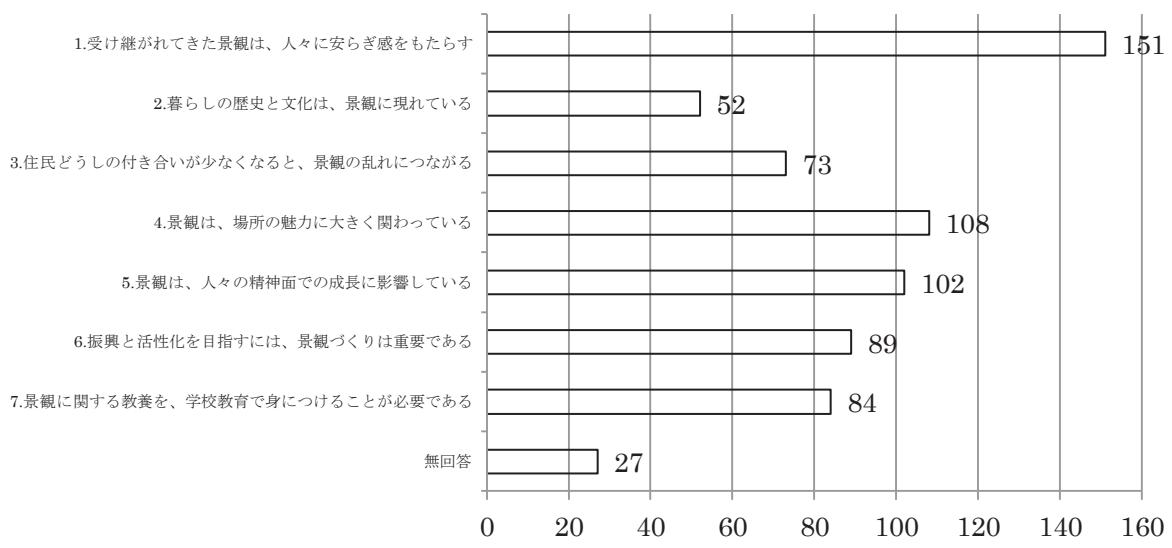
景観条例について



「ある程度は必要である」への回答が最も多く約45%、次いで「必要である」約39%となっています。

「必要である」と「ある程度は必要である」への回答を合わせると80%以上が必要であると考えています。

景観に関して実感されたもの



「1. 受け継がれてきた景観は、人々に安らぎ感をもたらす」への回答が最も多く約48%、次いで「4. 景観は、場所の魅力に大きく関わっている」約35%、「5. 景観は、人々の精神面での成長に影響している」約33%などへの回答が多くなっています。

3 用語解説

【あ行】

意匠（いしょう）

建物などの形状、模様若しくは色彩などのデザインのことを示します。

NPO（えぬぴーおー）

「Non-Profit Organization（民間非営利活動組織・団体）」の略称で、非営利の社会貢献活動や慈善活動を行う市民組織を指します。

屋外広告物（おくがいこうこくぶつ）

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに廣告塔、廣告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」（屋外広告物法第2条第1項）をいいます。

オープンガーデン（おーぷんがーでん）

ガーデニングの先進国イギリス発祥の個人や企業の庭を一定期間、一般の人々に開放するなど、地域の美化に寄与するボランティア活動のことです。

【か行】

景観協議会（けいかんきょううざかい）

景観計画区域内において、景観に関するルール作りなど、良好な景観の形成に関する協議を行うために設けることができる機関のことです。

一般に、地方自治体（景観行政団体）や公共施設管理者、景観整備機構、関係する地方公共団体、さらに観光関係団体や商工関係団体、市民などの関係者を加えて組織することができます。

景観協定（けいかんきょううてい）

景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域内にある一定の区域において、土地所有者全員の合意に基づき定められる自主協定のことです。協定区域内の建築物の形態意匠、緑化、看板など、景観に関するルールを定めることができます。

参考資料

景観行政団体（けいかんぎょうせいだんたい）

景観計画の策定など、景観法に基づく諸施策を実施することができる地方公共団体のことです。景観法に基づき都道府県知事と協議し、同意を得た市町村は、景観行政団体となることができます。

本市は、平成23年3月に栃木県知事の同意を得て、7月に景観行政団体となっています。

景観条例（けいかんじょうれい）

景観法に基づき、景観行政団体の策定した景観計画に取り組むために必要な手続等を定めた条例をいいます。

景観整備機構（けいかんせいびきこう）

景観法に基づき、景観行政団体が指名した、良好な景観の保全・形成に関して様々な活動を行うNPO法人や公益法人等のことです。

景観整備機構は、景観に関する住民の取組に関して情報提供等の支援を行うこと、所有者と協定を結び景観重要建造物や景観重要樹木の管理、良好な景観形成に関する調査・研究などを行うことができます。

景観地区（けいかんちく）

都市計画法に基づく地域地区の一つで、積極的に良好な景観形成を誘導したい場合に、市町村が都市計画として定める地区のことです。

景観地区では、建物の形態意匠をはじめ、建物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、建物の敷地面積の最低限度などを定めることができます。

景観法（けいかんほう）

2004年（平成16年）6月に公布された、日本ではじめての景観に関する総合的な法律です。

景観法に基づく届出制度（けいかんほうにもとづくとどけでせいど）

建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導を行う制度です。建築物・工作物の意匠や色彩については、条例で対象行為を定めることにより変更命令等が可能となります。

建築協定（けんちくきょうてい）

地域住民や関係者の同意のもと、建築基準法で定められた以上の基準を定め、互いに守り合うことを制度化したものです。

参考資料

建築協定は、単なる申し合わせや任意の協定とは異なり、締結するときは市の許可が必要となります。

建築面積（けんちくめんせき）

建物を真上から見たとき、外壁などの中心線で囲まれた内側の部分の水平投影面積のことです。

【さ行】

彩度（さいど）

色の「鮮やかさ」を示す尺度のことです。0から14の数値で表し、数値が大きくなるほど鮮やかな色を示します。白や黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。

色相（しきそう）

色あいを表します。10種類の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

修景（しゅうけい）

良好な景観を形成するために、現況の景観に対して建築物の外観を改善したり、樹木などで遮へいしたりして、景観の改良・改善を図ることをいいます。

セットバック（せっとばっく）

建築物の外壁を敷地境界線から後退させて建てることです。

壁面の位置を揃えることで、統一的なまちなみの形成が図れます。

ゾーニング（ぞーにんぐ）

地域や地区について、市街地や山間部、住宅地や商業地など、その特性や機能によってまとまりのある区域として設定することをいいます。

【た行】

第六次鹿沼市総合計画　ふるさと　かぬま『絆』ビジョン

(だいろくじかぬましそうごうけいかく　ふるさとかぬま『きずな』びじょん)

2012年度（平成23年度）からスタートした鹿沼市の将来都市像やまちづくりの基本方向などを示す計画です。計画期間は2021年度（平成33年度）までの

参考資料

10か年としています。

計画では、基本構想と実現化のための基本計画及び実施計画からなり、教育から福祉、環境、都市基盤整備、産業など幅広い範囲の計画をまとめています。

地区計画（ちくけいかく）

比較的小さい地区を単位として、その特徴や特性に応じたきめ細やかなまちづくりを行うため、道路、公園などの配置や規模、また建物用途や建て方などについて定めるものです。

本市では、鹿沼中央地区や新鹿沼駅西地区など6地区について地区計画を決定し、良好な住環境の保全や計画的な市街地の形成を図っています。

都市計画マスターplan（としけいかくますたーぷらん）

都市づくりの具体的な将来ビジョンとして、あるべき市街地像や課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動などを支える諸施設の計画などを定めるものです。都市計画の決定・変更、まちづくり事業やまちづくりにおけるルールなどを策定する際の指針となります。

本市では、2002年（平成14年）に策定し、2012年（平成22年）に、見直しを行っています。

【な行】

のり面（のりめん）

造成地や道路、山林、ダム、河川の築堤工事などで、切土や盛土をすることによりできた土の傾斜面のことです。山の斜面などを切り取って、その後にできた新たな斜面のことを切土法面、土を盛ってできた新たな斜面のことを盛土法面といいます。

【は行】

ファサード（ふあさーど）

建築物を正面から見たときのデザインのことを示します。

デザインを揃えることで、統一的なまちなみの形成が図れます。

風致地区（ふうちちく）

都市の風致（丘陵、樹林、水辺地などの自然が豊かな土地、郷土的意識のある土地、緑豊かな住宅地などを含む良好な自然的景観）を維持するため、都市計画法に基づいて定める地域地区の一つです。

パブリックコメント（ぱぶりっくこめんと）

行政が政策を決定する前に、その内容などをあらかじめ公表し、これに対する意見を市民から募集する制度をいいます。

フラワーロード事業（ふらわーろーどじぎょう）

対象エリア内の幹線道路をフラワーロードに指定し、街路灯にフラワーポットを設置します。そして、近所の住民や商店、事業主がオーナーとなり、日常の維持管理や花の植替えなどを行います。現在、5路線において実施しています。

【ま行】

まちづくり協定（まちづくりきょうてい）

まちづくり協定は、都市計画法に基づく地区計画、建築基準法に基づく建築協定とは異なり、法律に基づかない住民が定める地域での自主的なルールです。

法的な強制力等はありませんが、地域のルールとして運用することにより、トラブルの防止やマナーの向上につながります。

マンセル表色系（まんせるひょうしょくけい）

一般的に色彩は、捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことは出来ません。色彩を正確かつ客観的に表現するためにJIS(日本工業規格)などにも採用されている国際的な尺度です。マンセル表色系では、ひとつの色彩を色相、明度、彩度という3つの属性の組み合わせによって表現します。

マンセル値（まんせるち）

色相、明度、彩度という3つの属性を組み合わせて表記する記号です。たとえば、赤いチューリップの色彩は5R4/14と表記し、「5アール、4の14」と読みます。

明度（めいど）

色の「明るさ」を示す属性のことです。黒を0、白を10として表し、数値が大きくなるほど明るい色を示します。

【や行】

用途地域（ようとちいき）

都市計画法に基づく地域地区の一種で、めざすべき市街地像に応じて用途別に

参考資料

1 2種類に分類される区域をいいます。

用途地域では、住居、商業、工業などの土地利用を区分し、それぞれの土地利用に見合った建物用途、密度（容積率、建ぺい率）、形態（高さ）を規制・誘導します。

擁壁（ようへき）

斜面の土が崩れるのを防ぐために設けられる壁のような構造物のことです。道路、鉄道、宅地造成などの切土、盛土部のほか、河川の護岸などに利用されています。

【ら行】

ランドマーク（らんどまーく）

都市や地域においての特定の地点の象徴、目印となるような特徴的なもののことです。例としては、特徴的な建築物、鳥居、特徴的な山などがあります。

稜線（りょうせん）

山の峰と峰を結んで続く線のことです。尾根ともいいます。

4 色彩についての考え方

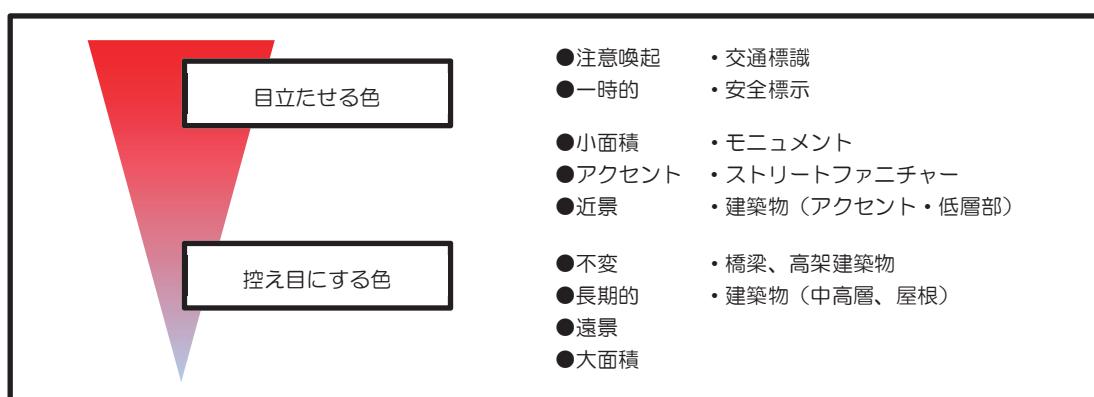
(1) 色彩誘導の基本的事項

美しく、心地よく感じる色彩は、個々の美意識や感受性によって千差万別です。しかしながら景観づくりにおいては、以下の点に気をつけることで、多くの人に受け入れられるような色彩景観形成につながります。

ア 色彩の秩序を守る（公共性への配慮）

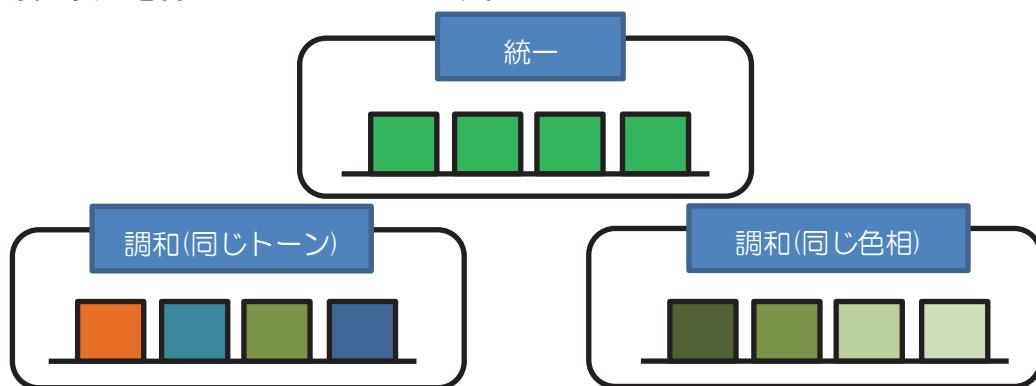
景観を構成する要素が「目立たせるもの」か「控え目にするべきものか」を考え、景観における秩序を保つ必要があります。例えば、遠くからも目につきやすい建築物などは、あまり目立ちすぎないように、彩度を抑えた落ち着きのある色彩とすることが望されます。

一方、交通標識などの注視性が求められるものや、ごく小面積なもの、一時的なものについては、高彩度を用いたりします。



イ 地域の色彩特性を理解する（地域性への配慮）

市内の色彩特性については、地域で多く使われている素材や色彩等を調査し、把握します。その上で、まちなみの連続性という視点から色彩を検討する必要があります。この際、「統一」ではなく「調和」を前提として設計者や事業者等がある程度、自由に色を選択できるように幅を持たせることによって、全体としての秩序を保つつつ、適度な変化を持たせることができます。



ウ 自然の色彩を活かす（環境性への配慮）

本市には、豊かな自然景観がたくさん存在しています。本市の豊かな自然において、樹木の緑や背後にある山々の緑などへの配慮はとても重要な事項の一つです。

自然の色、山々の緑、田んぼの色などは季節や見る距離によって見え方が異なりますが、一般的には Y R 系（黄赤系）～ B G 系（青緑系）の中～低明彩度のものが多くなっています。そのため、建築物等の基調色の彩度を低く抑えることで、自然の色から突出しないような色彩とすることが望ましいと言えます。

初夏から秋口にかけての安定した植物の緑の色は、彩度 6 前後といわれています。

建築物などの大きな人工物の色彩は、自然の緑を生き生きと見せるために、その色彩が持つ鮮やかさ（彩度 6 前後）よりも彩度を抑えることが基本といえます。



エ 色彩の持つ力を維持する（機能性への配慮）

信号の色は赤、黄、青で構成されており、この影響で赤色は「危険」、黄色は「注意」、青色は「安全」などとして認識されています。目立たせたい工作物や広告物等の色彩については、これらの色を活用しているケースが多く見られます。

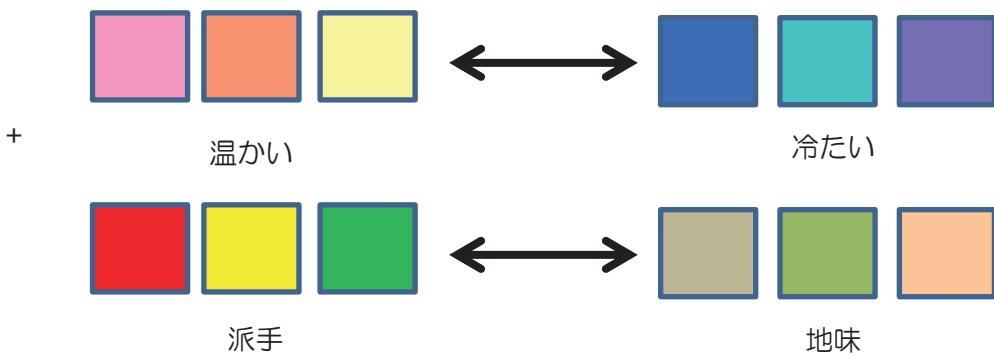
赤色…消火器、消火栓、警察署・交番の防犯灯

黄色…踏切、工事現場等

青色…非常口等

オ 色彩の与えるイメージを考える（意味性への配慮）

色には「温かい ⇄ 冷たい」 や「派手 ⇄ 地味」など、色を見て感じる共通のイメージがあり、多くの人がその地域のイメージと合致しないと感じる色彩は避ける必要があります。また、色はその素材感と一体となって捉えることが多いため、素材の選択についても注意が必要です。



力 色彩の耐久性とメンテナンスを考慮する（維持管理への配慮）

汚れた建築物等は見る人に不快感や不安感を与えます。建築物等は、身の回りの服飾雑貨と比較して規模が大きく、ライフサイクルが長い特徴があります。このため当初の美しさを長く保つことができるような色彩を選択し、必要に応じてメンテナンスを行うことが大切です。

塗料では、高彩度色やパステルカラーは、退色しやすいと言われています。こうした色彩を大面積や高層部に用いると、メンテナンスに多額な費用がかかってしまい、得策とは言えません。

(2) 本市における色彩についての目安

本市の個性ある景観を形成保存していくためには、個々の建築物等の独自性を活かしながら、景観特性に関する深い「自然」「歴史」「都市」「心象」等の構成要素と各地域ごとの特徴を組み合わせ、調和を保つような色彩景観を誘導することが大切です。

本市は都市化が進行した中心市街地、のどかな田園風景、西北部に広がる山地やそのふもとに広がる里山、また大芦川や黒川をはじめとする多くの清流と自然など特徴的な景観が多く広がっています。

このように多種多様な景観がある中、色彩についても『鹿沼市の色』といった特定の色に集約できるものではないと考えられ、それぞれの景観特性に応じた変化とメリハリのある色彩景観を創造するのが、本市の目指す色彩景観のあり方かと考えます。

色彩景観の目安（推奨）

以下の基準は、壁面、屋根、屋上に対して該当する。

- 1 マンセル値の色相R、YR、Yについては、彩度6以下を推奨する。これ以外の色相は彩度4以下を推奨する。
- 2 以下に示すものはこの限りではない。
 - (1)アクセント色として着色される部分
 - (2)表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラスなどの素材本来が持つ色彩
 - (3)市長が景観審議会の意見を聴き、次に該当すると認めるもの
 - ア 質の高いデザインでランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの
 - イ 植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの

参考資料

ア マンセル表色系

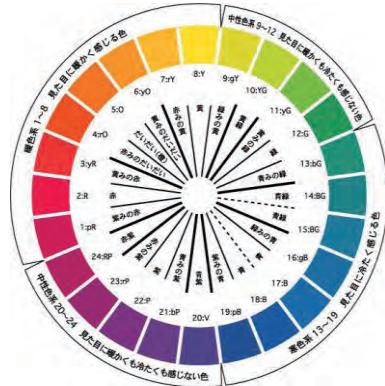
(ア) マンセル表色系とは?

マンセル表色系とは、アメリカの画家で、美術教育者であるアルバート・マンセルによって、色という概念を系統的に扱うため、色を数値的に表すための体系の一種で、色彩を色の3属性(色相、明度、彩度)に基づいて表現するものです。

a 色 相

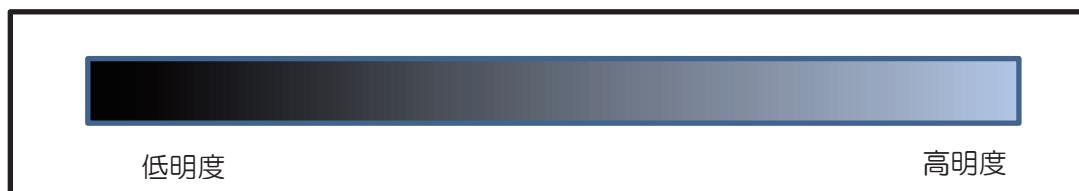
基本は赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)と中間の5色、黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(BP)、赤紫(RP)の5色の合計10色
(主要10色相)で表します。

b 明 度



マンセル色相環

色の明暗、つまり「明るさ」の度合いが明度です。最も明るい高明度の場合には白、最も低くなる場合は黒となり、いずれの場合にしても色相・彩度が関係なくなります。

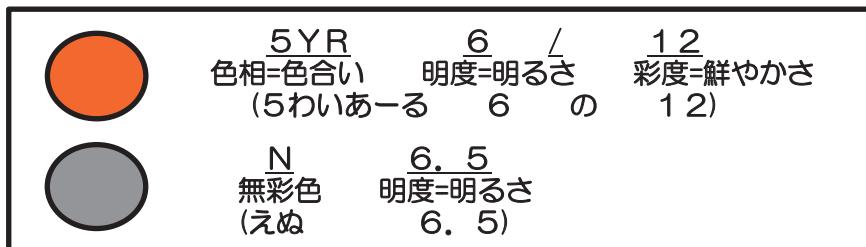


c 彩 度

彩度は、色の鮮やかさの度合いを表し、鮮やかな原色に近い色ほど彩度が高く、くすんだ色ほど彩度が低くなります。例えば、鮮やかな赤とは彩度が高い赤のことであり、濁った赤、くすんだ赤とは彩度の低い赤のことです。

d マンセル記号

マンセル記号は、これら3つの属性を組み合わせて、ひとつの色彩を表現する記号です。有彩色は5 YR 6 / 8のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記します。



鹿沼市景観計画

平成26年7月発行

発行 鹿沼市
企画・編集 鹿沼市 都市建設部 都市計画課
TEL 0289(63)2209
FAX 0289(63)2274

